

# 平成25年第4回

おいらせ町議会定例会

会議録第2号

おいらせ町議会 平成25年第4回定例会記録

おいらせ町議会 平成25年第4回定例会記録				
招集年月日	平成25年12月9日(月)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成25年12月9日 午前10時02分 議長宣告			
散 会	平成25年12月9日 午後 3時44分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	高 坂 隆 雄	2 番	田 中 正 一
	3 番	平 野 敏 彦	4 番	檜 山 忠
	5 番	日野口 和 子	6 番	川 口 弘 治
	7 番	袴 田 信 男	8 番	沼 端 務
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	立 花 國 雄	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 秀 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	馬 場 正 治	16 番	佐々木 光 雄
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	16名			
欠 席 議 員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	西 館 芳 信
	分庁サービス課長	澤 上 訓	総 務 課 長	松 林 由 範
	環 境 保 健 課 長	小 向 道 彦	企 画 財 政 課 長	小 向 仁 生
	介 護 福 祉 課 長	松 林 泰 之	行 政 管 財 課 長	田 中 富 栄
	農 林 水 産 課 長	泉 山 裕 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	中 野 重 男
	商 工 観 光 課 長	澤 田 常 男	税 務 課 長	松 林 光 弘
	教 育 長	袴 田 健 志	教 育 委 員 会 委 員 長	加 藤 正 志
	町 民 課 長	柏 崎 正 光	学 務 課 長	堤 克 人
	地 域 整 備 課 長	倉 館 広 美	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	北 向 勝
	会 計 管 理 者	柏 崎 尚 生	農 業 委 員 会 会 長	中 川 原 卓 雄
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	泉 山 裕 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	磯 沼 寛 二
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	田 中 富 栄	病 院 事 務 長	山 崎 悠 治
	監 査 委 員 事 務 局 長	袴 田 光 雄	監 査 委 員	名 古 屋 誠 一

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	袴 田 光 雄	事務局 次 長	小 向 正 志
	臨 時 職 員	坂井田 五 月		
町 長 提 出 議 案 の 題 目				

議員提出 議案の題目		
開 議	午前10時02分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	9 番 吉 村 敏 文 議 員	
	1 0 番 澤 頭 好 孝 議 員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (袴田光雄君)	それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	佐々木議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しております ので、直ちに本日の会議を開きます。  (開会時刻 午前10時02分)
議事日程報告	佐々木議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	佐々木議長	議事に入る前に、12月5日本会議、行政報告の中で、議員か らの質疑に対し、答弁を一部保留した部分がありました。 この件について、保留部分の答弁をしたい旨、企画財政課長か ら申し入れがありましたので、これを許します。 企画財政課長。
答 弁	企画財政課長 (小向仁生君)	それでは、議長のお許しを得まして、改めて2点についての答 弁を申し上げます。

	<p>5日に行われました、青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計に対する百石工業用地造成事業剰余金の繰り入れについての行政報告の際に、3番、平野敏彦議員のご質問の1点目、現金が伴わない伝票操作での処理はできなかったのかと、できないとした根拠は何かということについてであります。先般のイメージの図でもおわかりのとおり、百石住宅用地造成事業は、地方自治法第308条第2項の規定により、特定事業として独立会計処理をしております。また、廃止した百石工業用地造成事業は、剰余金を一般事業会計に積み立てて処理しております。</p> <p>この百石住宅用地造成事業と、一般事業会計の関係ですが、百石住宅用地造成事業は、公営企業会計法に基づき発生主義、複式簿記にて会計処理をいたします。一方、一般事業会計は営利を目的としていないことから、自治体の一般的な現金主義、単式簿記で処理会計をいたします。</p> <p>今回、伝票だけで処理できなかった理由に、一般事業会計は地方自治法第232条の3の規定により、支出に当たっては、支出負担行為を起す必要がありますが、百石住宅用地造成事業に繰り出したくても、そこに現金がないと支出負担行為を起すことができないことから、どうしても現金が必要だったものであります。</p> <p>さらに、それぞれの通帳が独立していることから、資金の移動の記録として備えておくことが、監査上も望ましいとの見解があり、県の指定金融機関である青森銀行から借入れをしたものであります。</p> <p>また、2点目、借入れ利率が高いのではないかについてであります。日本銀行が確認している短期プライムレート、これは最も信用度の高い企業に貸し出す際の一番優遇された金利であります。それぞれの銀行に応じて違いはあるものの、概ね1.725%が高値とされております。今回の借入れは、担保物件もない状況の2日間という短い期間であるために、一般的な高値のレートとなったものと推察されます。</p> <p>ただいま推察されると言ったのは、事業団と青森銀行が交渉で決定したことであり、青森銀行がほかに貸し出すレートとの絡みがあることから、それ以上の内容は差し控えたいと考えております。</p>
--	--

一般質問	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p>	<p>委託先の事業団の事務処理のこととはいえ、不勉強であったと思っております。大変申しわけございませんでした。</p> <p>以上で、先般の保留部分についての答弁が終わりました。これより議事に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認めます。</p> <p>それでは、日程第1、一般質問を行います。</p> <p>質問に先立ちまして、一問一答方式についてご案内を申し上げます。</p> <p>1つ目、一問一答方式で行う場合は、登壇した際にその旨を発言してから開始していただきます。</p> <p>2つ目、質問は通告してある質問事項の順番に質問願います。</p> <p>3つ目、通告した質問事項の中に、質問の要旨が複数ある場合は、1点目の質問要旨に対する質問が終了してから2点目の質問要旨に移るという形で、質問の要旨の順番に質問願います。</p> <p>4つ目、1件目の質問を終了し、次の質問に移る際は、次の質問事項を開始する旨を発言願います。</p> <p>なお、質問の回数制限はございませんが、質問時間は答弁を含めて60分以内とされるようお願いいたします。</p> <p>一般質問者は、一般質問者席において発言願います。</p> <p>通告順に発言を許します。</p> <p>1席、14番、松林義光議員の一般質問を許します。</p>
質疑	<p>14番</p> <p>(松林義光君)</p>	<p>おはようございます。</p> <p>月日がたつのは早いもので、成田町長が町長に就任してから、あと3カ月余りでその任を終えようとしております。町長においては、今定例会が最後の答弁であります。</p> <p>今回は4の方が一般質問を通告しております。歯切れのよい悔いのない答弁を期待するものであります。このことをお願いしたいと思います。</p> <p>一問一答方式でお願いいたします。</p> <p>まず第1点は、木下児童館老朽化への対応であります。</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>木ノ下児童館は昭和46年に開設しております。それ以来、42年間を経ており、老朽化が進んでいることは事実であります。あわせて、常時40名前後の児童が利用していることから、手狭となっているのが現状であります。</p> <p>町が対象者に実施した児童館老朽化対策に関するアンケート調査では、北部児童センターへの移設が60.45%、児童館を統合してもらいたいというのが83.92%であります。移設、統合、また現在の場所に建て直すなど、いろいろな手法があるかと思えますけれども、地域の住民の声は統合であります。</p> <p>町長はこれらの考えをどのように考え、どのように対応するのか、考え方をお聞きしたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。町長。</p> <p>それではお答えします。</p> <p>まずもって、1席、14番、松林議員には、日ごろから町政運営に一生懸命携わってくださいまして、心からお礼申し上げますとともに、私の任期まで気遣ってくださいまして、本当にありがとうございました。</p> <p>それでは、松林議員の最後の質問ということですので、丁寧にお答えします。</p> <p>現在、木ノ下小学校区には、木ノ下児童館、向山児童館、北部児童センターの3館があります。</p> <p>その中の北部児童センターは、北部地区の人口増加に対応して、特に、木ノ下児童の利用者増加を緩和するため、平成15年度に古間木山地区、現在の青葉地区に新設したものであります。</p> <p>これによりまして、3館それぞれの施設の面積要件等を考慮し、地区割によりご利用いただいているところであります。</p> <p>しかしながら、木ノ下児童館、北部児童センターとも、その後も対象地域の児童人口の増加が続いており、平成18年3月に木ノ下児童館に児童クラブ室を増築しましたが、両館ともに、当初計画の想定を超え、飽和状態となっております。</p> <p>木ノ下児童館は、松林議員ご承知のとおり、昭和46年に開設し、築42年を経過しており、屋根の修繕や床の修繕を行うなど、老朽化が進んでいるため、改築が必要であることは認識しており</p>
-----------	------------------------------------	--

		<p>ます。</p> <p>これまで、児童館の老朽化対策として、向山児童館は同じ場所に建てかえ、秋堂児童館は木内々小学校に隣接した場所へ移転新築し、「南部児童センター」と名称を変更し運営しております。</p> <p>そこで、本年7月に、木ノ下児童館改築整備に向けて住民からの意見を反映するため、木ノ下小学校区の児童館・北部児童センターを利用されている児童の保護者及び小学校就学前児童の保護者を対象にアンケート調査を実施いたしました。</p> <p>調査結果については、先ほど、議員のご指摘のとおり、北部児童センターへの移設が60.45%、さらに、児童館統合に賛成が83.92%ということになりました。</p> <p>このため、町としましても、保護者等が求める声を尊重しながら、木ノ下児童館を北部児童センターに移設・統合する方向で協議していくことといたしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>今、町長の答弁は改築を認識しているということであります。その改築も、現在の場所ではなく、統合をしたほうが良いというふうな話であります。私もそう思います。</p> <p>なぜかといいますと、毎年3月になりますと、うちの卒園児も、なぜみらい館に入館できないんですかという声が圧倒的であります。要するに、学校から歩いて5、6分でみらい館に到着するわけであります。</p> <p>木ノ下児童館、向山児童館、遠い上に、交通安全上、非常に危険であると。不審者がいつ出るかわからないと。冬になると、迎えも6時になるということで、近くのみらい館にどうしても入れたいというふうな声が圧倒的であります。</p> <p>そういうことで、今、町長の答弁を聞いて、いささか安心しておりますけれども、その際に、やはり現在、木ノ下地区に児童館が存在しております。関係している向山、豊原、鶉久保、木ノ下の町内会長初め、主なる方々にその説明をしてから、やはり統合に踏み切るべきであると。まず手順を踏んでもらいたいと思いますので、そのことをもう一度お伺いしたいと思います。</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (柏崎正光君)</p>	<p>答弁を求めます。町民課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>木ノ下小学校区の住民を対象とした報告会を、今後、開催したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>わかりました。町長の答弁は、統合に向けて今後作業を進めていくということで理解して終わりたいと思います。</p> <p>それから、児童館の運営についてお伺いいたします。</p> <p>みらい館、私の住んでいるところはみらい館の近くであります。どうしても、自衛隊の方々、学校の先生、原燃の方々が圧倒的に多い地域であります。共稼ぎの家庭も、また多い地域であります。</p> <p>どうしても6時だと迎えに行けないと、厳しいんだよと、何とかもう少し時間延長してくれませんかという要望が多々あります。</p> <p>前にも、日野口議員もこの問題を質問したこともあります。私も前に聞いたこともあります。どうしても、なかなか延長は認めないと、町の方針でありますけれども、何とか30分時間を延長し、6時30分までとして町民サービスをする考えはないのか、お伺いいたします。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>まず、当町の児童館は、全ての児童を対象とした利用料無料の児童館型の運営をしています。</p> <p>児童館のある地域の児童は、最寄の児童館に登録していただき、家庭の事情等に合わせて、午後6時までの時間で利用していただいております。</p> <p>利用時間につきましては、児童の健やかな育ちを踏まえた生活</p>

	<p>時間サイクルの確立と、共働き世帯からの児童館の開館時間の延長希望もあり、放課後児童クラブの導入などをしながら、開館時間を午後5時から午後6時までに延長した経緯があります。</p> <p>なお、児童館の事業ではありませんが、現在、おいらせ町と八戸市が協定を結んでいる定住自立圏構想の中で、子育て支援の充実を図るために実施している「ファミリーサポートセンター事業」を推進しているところであります。</p> <p>この事業は、働く人々の仕事と子育ての両立を支援することで、地域の相互援助活動をしようとするもので、地域において援助を受けたい「依頼会員」と、援助を行いたい「提供会員」が、子育てについて助け合う組織であります。</p> <p>事業内容は、保育施設の開始前や終了後、学校の放課後や学童保育終了後などに子供を預かるもので、有料になりますが、午後6時以降の対応もできるものであります。</p> <p>また、対象となる子供はゼロ歳から小学校6年生までとなっております。</p> <p>ファミリーサポートセンター事業については、児童館及び町民課の窓口にパンフレットを置き、町広報誌やホームページに掲載するなどPRに努めているところであります。この事業は、地域における相互援助活動であり、世代間交流も図れることから、今後も推進していきたいと考えております。</p> <p>なお、木ノ下児童館老朽化対策に関するアンケート調査の際、あわせて児童館・児童クラブの開館時間についてのアンケートも行いましたところ、「利用料無料で現在の時間でよい」が48.89%、「無料のまま時間延長」が23.11%、「延長料金を利用者負担としてもよいから時間延長してほしい」が24%となっております。</p> <p>今後、南部児童センターの区域である木内々小学校区の保護者等からも要望等を確認した上で、利用者負担を含めまして、総合的に検討していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>サポートの話をしましたけれども、そちらのほう、私は余り聞</p>	<p>時間サイクルの確立と、共働き世帯からの児童館の開館時間の延長希望もあり、放課後児童クラブの導入などをしながら、開館時間を午後5時から午後6時までに延長した経緯があります。</p> <p>なお、児童館の事業ではありませんが、現在、おいらせ町と八戸市が協定を結んでいる定住自立圏構想の中で、子育て支援の充実を図るために実施している「ファミリーサポートセンター事業」を推進しているところであります。</p> <p>この事業は、働く人々の仕事と子育ての両立を支援することで、地域の相互援助活動をしようとするもので、地域において援助を受けたい「依頼会員」と、援助を行いたい「提供会員」が、子育てについて助け合う組織であります。</p> <p>事業内容は、保育施設の開始前や終了後、学校の放課後や学童保育終了後などに子供を預かるもので、有料になりますが、午後6時以降の対応もできるものであります。</p> <p>また、対象となる子供はゼロ歳から小学校6年生までとなっております。</p> <p>ファミリーサポートセンター事業については、児童館及び町民課の窓口にパンフレットを置き、町広報誌やホームページに掲載するなどPRに努めているところであります。この事業は、地域における相互援助活動であり、世代間交流も図れることから、今後も推進していきたいと考えております。</p> <p>なお、木ノ下児童館老朽化対策に関するアンケート調査の際、あわせて児童館・児童クラブの開館時間についてのアンケートも行いましたところ、「利用料無料で現在の時間でよい」が48.89%、「無料のまま時間延長」が23.11%、「延長料金を利用者負担としてもよいから時間延長してほしい」が24%となっております。</p> <p>今後、南部児童センターの区域である木内々小学校区の保護者等からも要望等を確認した上で、利用者負担を含めまして、総合的に検討していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>サポートの話をしましたけれども、そちらのほう、私は余り聞</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>14番</p>	

	<p>(松林義光君)</p>	<p>く気にはなりませんけれども、町民課長、これはアンケートをとりましたよね。児童館・放課後児童クラブの開館時間について。今、町長が答弁をしました。48.89%、現在のままでいいという方も50%近くあるのは事実であります。</p> <p>しかし、無料のまま時間延長、私は有料でいいと思いますけれども、それも47%、半分近くあります。フィフティー・フィフティーであります。そうなりますと、やはり、前にも時間延長したということはわかっておりますが、30分時間延長をして、どうですか。冬休みとか春休み、夏休み、そのときは先生方は大変かと思えますけれども、平日は3時ごろまではほとんど子供さんはみらい館に行きませんよ。要するに、職員の時間差勤務を導入すれば、私は町民サービスができると思っております。半分近く、時間を延長してほしいと、料金をとってもいいですよという方々がありますよ。これはなぜできないんですか。そんなに大きな問題ですか。もう一度お伺いします。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (柏崎正光君)</p>	<p>答弁を求めます。町民課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>先ほど、無料のまま時間延長が48.89%と松林議員が質問いたしましたけれども、23.11%になりますので。(「有料と合わせて」の声あり) 有料と合わせて47.1%ということになります。</p> <p>時間延長につきましては、児童の健全育成のために、小学校低学年までの子供さんたちが自宅に早く帰って家族と一緒に過ごしていただくということで時間を6時としております。</p> <p>以上でございます。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>それはもう百も承知です。</p> <p>保育園も13カ所、町内に保育園があります。閉館時間、全保育園、今7時です、7時。これが、町民の要望ですよ。要望によって、各保育園が実施しております。</p> <p>町長は常に町民目線と言っております。だとすれば、もう少し</p>

		<p>前向きに考えてもいいじゃありませんか。半分半分ですよ。半分の方々が時間延長してもらいたいと言っているんですよ。</p> <p>副町長でも、町長でもいいですけども、もう少し前向きな答弁はできませんか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>大変手厳しい指摘がありましたけれども、町民の要望があれば、あるいはまた先ほど平日であれば3時ごろまで誰も来ていないから時間差という、こういう新しいご提言もありましたし、これはやはり事務方と相談してあるいは検討させる課題かなと思っております。</p> <p>ただしかし、保育園もそうでしょうし、またこの児童センターもそうかもしれませんけれども、もし預かってくれるから置いておこう、頼もうということになる人がもし出るとすれば、子供がちょっとどうかなど。本当はお父さん、お母さんと一緒に早く、1時間でも30分でも家に早く帰って長い時間いたいのに預けられたあるいは、そういう家庭がもし1人でも出るとすれば、ちょっと危惧される部分もあるので、そういう家庭の方々はどうすればいいか。本当に必要でどうしても預けたいんだ、預かってほしいんだよという要望だけであれば、大変前向きに考えなければならぬし、また今議員ご指摘のとおり、有料でもいいんだよというお話もありますし、また、そうすれば、その時間的に有料になる部分あるいは先ほど言いましたように、時間差出勤で職員のほうの対応で間に合う部分とか、いろいろ検討あるいは課題等も探して解消していけば、できないこともないのかなということも含めまして検討しますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>わかりました。</p> <p>では、次の学校給食のほうに入ります。</p> <p>私は、教育長と全く同じ考えでありまして、ちゃんと温かみのある単独校方式の考えであります。</p>

		<p>しかしながら、ランニングコストを考えた場合、センター方式を導入せざるを得ない状況にあるというふうな話ではありますが、いつ正式にセンター方式が決定したのか、私はいまだにわかりませんが、流れとしてセンター方式を導入するようであります。</p> <p>そこで、もしセンター方式を導入するときは、何年度に建設する考えなのか。また、建設場所も検討されているのかお伺いいたします。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>給食センターについては、これまで事務内部で検討を進めてきているところですが、種々、検討すべき事項があり、時間を要しているところでもあります。</p> <p>今のところ、順調に作業が進むとすると、平成27年度か平成28年度にかけて建設工事を行い、平成28年度中に供用開始するというスケジュールになるものと見ております。</p> <p>なお、建設予定地につきましてもいろいろと候補地をあげて検討し、ある程度絞り込んでいるところではあります。</p> <p>以上で、答弁を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>最後の4番のほうが終わったら、この問題に単独校をもう一度私は主張したいと思っております。時間を要していると。平成27年か平成28年度に供用開始を考えているということであり、場所もまだはっきりは決まっていないという答弁だと思います。</p> <p>この件について、後にまた質問したいと思います。</p> <p>それでは、センター方式を導入したときは、調理員は減員されるのか、お伺いいたします。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>教育長</p>	<p>答弁を求めます。教育長。</p> <p>お答えいたします。</p>

質疑	(袴田健志君)	<p>センター方式になったときに、調理員は今減員とおっしゃいましたでしょうか。(「減員」の声あり)</p> <p>調理員の方々の処遇につきましてでありますけれども、給食センターの調理方式によって対応が異なるものと考えております。</p> <p>給食センターの調理方式につきましては、町直営と委託の2つの方式が考えられますが、仮に町直営となりますと、現在の給食センターの場合と同様に、町が調理員を雇用することになりますので、現在の調理員の方々にそのまま働いていただくことになると考えております。そのまま働いていただくと。</p> <p>一方、調理業務を業者委託にしますと、受託した会社が調理員を派遣することになりますので、町の雇用はなくなることとなりますが、仮にそうなった場合でも、受託した会社において常に人員を抱えているわけではないと思われしますので、現在の調理員の意向を聞きながら、委託された業者のほうに、再雇用について要望してまいりたいと考えております。</p> <p>いずれにいたしましても、現時点では、明確な方向性が決まっておりますので、今後の課題の1つとしていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
	佐々木議長	14番。
	14番 (松林義光君)	<p>今の3番と4番、一緒に質問したいと思いますので、教育長、よろしくをお願いします。</p> <p>現在、センターでの給食費の滞納額は、平成24年度820万円余りであります。多額であります。</p> <p>今後、センター方式に切りかえることにより、さらに滞納額がふえるものと懸念しています。その対応を考えているのかどうか伺いいたします。</p> <p>それから、今年度、給食費の滞納期間の長いものは何カ月になっているのか、伺いいたします。</p>
	佐々木議長	<p>答弁を求めます。</p> <p>教育長。</p>

<p>答弁</p>	<p>教育長 (袴田健志君)</p>	<p>お答え申し上げます。</p> <p>給食費の滞納につきましては、議員ご指摘のとおり、そして議会でもたびたびご指摘のとおりであります。平成24年度決算で、センターの給食費滞納額が820万円余りで、前年度と比べ92万円ほどふえる結果となっており、私どもとしても懸案としているところでございます。</p> <p>これまで、未納の発生の都度、直ちに督促状を発送して、納付のお願いをするなど、主に現年度分を中心に対策を講じてまいりました。しかし、なかなか成果が上がらないというのが実情であります。</p> <p>ほかの自治体でも同様の問題を抱えており、いろいろと対策を講じているようですが、例えば、連帯保証人を入れた給食費納入確約書の提出を求める。また、口座振替を廃止し、集金袋の復活あるいはPTAの役員による未納者宅の訪問などの例もでございます。市部では、徴収の専従職員を配置しているようなところもあるようでございます。</p> <p>しかしながら、集金袋による現金徴収は成果があるようですが、一方では教職員の負担が大きくなること、基本的に、学校現場ではできるだけ現金を取り扱わせないという私どもの指導に逆行することにもなり、この方法も難しいところであります。</p> <p>また、PTA役員による未納者宅訪問、これもまたプライバシーの問題もあります。</p> <p>そういうことなどを考えると、連帯保証人を入れた給食費の納入確約書というのが、ある程度効果が期待できるのではないかと思っております。</p> <p>ただ、いずれの方法にも難点がありまして、今後もう少し検討が必要であると考えているところであります。</p> <p>それから次に、今年度の滞納期間が長いものは何カ月かというご質問であります。今年度に入って滞納期間が最も長期となっているものは、11月末現在で8カ月であります。つまり、一度も納めていただけていないというケースであります。</p> <p>町といたしましても、未納額がふえるとさらに納めるのが大変になることから、たびたびその都度、督促状を送付しているところではありますが、なかなか納付に結びついていないという状況で</p>
-----------	------------------------	---

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>あります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>14番。</p> <p>教育長が他県のような例をあげて、PTAの役員が徴収に歩くとか、いろいろなことを言っております。連帯保証人の話も出ております。しかしながら、今話を聞いていると、なかなか妙案がないのが実態かなと、こう思っております。</p> <p>9月の決算の際に監査委員の報告書があります。使用料・負担金は次年度よりも減っていると。しかし、一方において学校給食費の未納がふえていると。100万円近くもふえていると。これが、私はきょう監査委員に通告していませんから、新たには聞きませんが、今後さらにこういうふうな指導、指摘していただきたいと思っておりますし、今、教育長答弁でありますと、4月から現在まで一度も納めていない。家庭の事情もあろうかと思っております。しかし、自分のお腹に得たものを一銭も払っていない。私はこれはやはり問題があると思っております。だって、学校を卒業したら、もう払わないでしょう、恐らく。この一度も納めていない方は、センターなのか単独校なのか、その点お伺いたします。</p> <p>それに、センター方式に仮に切りかえた場合、今、私の手持ちのあるデータ、甲洋小学校、百石小学校、百石中学校、合わせて1,600名近く児童生徒がいます。一方、木ノ下、木内々、下田中学校……、済みません、間違いました。旧下田学区の生徒は1,600名近くおります。逆に、旧百石学区の児童は770人です。これを見ても、もしセンター方式に切りかえた場合、私はますます給食費の滞納額がふえていくと、こう思いますけれども、教育長はどのようなお考えですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>教育長 (袴田健志君)</p>	<p>答弁を求めます。教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>児童生徒の数の比率もそのようになっておりますが、滞納の未納率は、大変申し上げにくいんですけども、旧百石町でとっておりますセンター方式のほうが未納率の8割方、大ざっぱでござ</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>学務課長 (堤 克人君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>いますけれども、非常に多うございます。この原因は、1つには、多分これが最大の理由だろうと思いますけれども、納入方法にございます。</p> <p>単独方式の場合は、学校の経費のいろいろな項目の中に給食費も盛り込んで一括で納めていただくということですので、恐らく保護者の心理としては、そこから給食費分だけ除いて納めるというのは、これはなかなかできにくいと。</p> <p>一方、センター方式でやっているほうは、給食費が独立した項目で納入することになっております。したがって、そこが遠慮されると。そういう納入方式の違いによるものと思っております。</p> <p>今、滞納を少なくするために、幾つかの例を挙げましたけれども、私の私案としては、センター方式のほうでも、学校に負担をかけるんですが、いろいろな学校の諸経費の中に繰り込む方式を取り入れたいと考えております。</p> <p>ただ、そのためには、学校との相談もありますし、それから、お金の回りぐあい非常に複雑になるというようなこともあって、踏み切れないでおりますけれども、いよいよとなれば、いろんな技術的な研究をして、そういう方式に切りかえていって、未納の保護者の方々に訴えざるを得ないのかなと、そういうふうに思っております。</p> <p>これは給食方式がどのような形になるかによっても、その時点で決めたいと思っておりますが、それじゃ遅過ぎるということであれば、今申し上げたような方式を取り入れる研究はしたいというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>学務課長。</p> <p>最初のご質問です。</p> <p>今まで1回も納めていないのはどちらのほうかというご質問だったと思いますが、それにつきましては、センター方式のほうでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>14番。</p>
-----------	---	---

<p>質疑</p>	<p>14番 (松林義光君)</p>	<p>今、教育長の答弁は、8割方、出ていますけれども、8割方はもう未納はセンターだと。また学務課長の話もセンターだと。納付方法に問題があるでしょうということです。</p> <p>まあ、税ではないけれども、使用料ですか、あの公費からいつて私は多いに問題があると、こう思っております。</p> <p>監査委員も指摘しております。もう100万円近くふえていますよと、何とかしなさいよという指摘であります。ですから、これは深刻に考えて、その対応をしなければならないと思います。</p> <p>そこで、最後に、町長にお伺いしますが、私は冒頭申し上げました。温かみのある単独校が賛成であります。が、これは町長選挙、2月にあります。まだ当選するかしないかわかりませんが、それまで時間をかけて、この学校方式がいいのか、センター方式で行かざるを得ないのか。もう一度、庁内で議論していただきたい。単独校は、3校はもう設備はあります。</p> <p>それから、センターのほう、若干教育委員会からお伺いしますが、中、建物は使えると。まだ当分、建物は、私はよく見ていませんからわかりませんが、使えると。設備を整備すれば、中のものを整備すれば使えるというふうな話も伺っておりますけれども、その辺も若干お伺いしたいと思います。</p> <p>町長から、この教育センター、単独校の考え、お聞きしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>今、先ほどの答弁にもありましたけれども、早くても平成28年ごろになるのかなと、もしセンター方式とすればですね。まだ時間はたっぷりあると思います。平成26年、27年、28年、あと3年、計画から行くとそんなにならないでしょうけれども、完成ということになりますと。平成28年ごろということで、まだ時間もありますので、滞納がこういうふうな8対2というような比率でありますし、また、制度を変えて、それが果たして上がるかどうか、回収率が上がるかどうかわかりませんが、そういうことも含めあるいはまた先ほど松林議員がおっしゃった、やはり給食をつくっているときのおいが校舎に回る、あるいは温か</p>

		<p>い給食を食べられるということを考えますとさっきの試算ですと、若干コストはセンター方式のほうが安くあがるということでもありますけれども、もし学校方式になりますと、雇用という面からいきましても、もしかすればセンター方式よりは1人、2人、雇用が生まれるかなという気もしておりますので、いろいろな部分も含めて、これはあくまでも教育委員会が最終的には決めることでしょうけれども、そういうことも含めながら、もし要望があれば会議に参加して、自分なりの考えあるいは教育委員会の考えを聞きながら、まだもう少し結論は前に延ばしてもいいのかなという気もしておりますので、そういう単独校方式がいいよという議会のご意見もありますので、それを参考にしながら検討したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>学務課長 (堤 克人君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>単独校のほうの調理室、まだ使えるのではないかというふうなご質問です。「違う違う。センター」の声あり)センターにつきましては、もう大分老朽化しておりまして、保健所の検査なんかでもいろいろ指摘を受けている部分があります。</p> <p>ですけれども、今、新たなセンターを建設というふうな方向で動いておりますので、余り経費をかけないで修理をしながらやっているところがございますので、できましたら新しい方向に、センターのほうに動いていきたいと思っているところがございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>もし、議論した結果、センター方式を導入する場合、まだ場所が決まっていないというふうな、確定はしていないということもあります。</p> <p>私のちょっと提案ですけれども、町営霊園があります。その東側に3,200平米、970坪の土地があります。そこに建てるのも1手法かなと考えられますので、もしそういうふうになった</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>場合は、そこも考えてはいかがでしょうか。これは答弁は結構であります。</p> <p>次に入ります。</p> <p>町営霊園についてお伺いいたします。</p> <p>現在、1種、2種合わせて130区画残っております。町外の方も場所はいいんだよと、欲しいんだよという声も聞いておりますが、高いと。高過ぎるといふような声もあります。</p> <p>そこで、販売価格を引き下げる考えはないのか、お伺いいたします。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>町営霊園は、議員ご指摘のとおり、本年11月末現在で139区画が未使用の状況となっており、価格を下げることにより、早期販売につながることを期待できるものと考えられます。</p> <p>しかしながら、町営霊園の使用料につきましては、当初、町営霊園の造成に要した経費から、用地費のうち、緑地・広場部分等の経費を除き、1割程度、価格を抑えたものであり、平成13年度以降、既に現在の価格で購入された方々との公平性やバランスを考える必要があると思っております。</p> <p>また、販売状況は、数は少ないながらも毎年度売れており、近年、少しではありますが、上向いている状況にあります。</p> <p>なお、平成14年度以降は、墓地の区画2種類のうち、低価格である第2種4平方メートルの区画の販売がほとんどであり、現在の販売状況で行きますと、残りの第2種60区画は、今後7、8年で完売できるのではないのかなと考えております。</p> <p>このことから、5年後をめどに未分譲地の2期工事や区画の見直しが必要になると考えられますので、その際に合わせて価格の見直しも検討してみたいと考えております。</p> <p>そこで、それまでの間は、現在の価格で販売していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>14番。</p>

<p>質疑</p>	<p>14番 (松林義光君)</p>	<p>5年計画で進めたいということですが、要するに、売れないと一般会計から毎年繰り入れをしなければならないということはもう明らかであります。</p> <p>そこで、町長が、前に購入した方もいますのでバランスを考えたいという話ですが、じゃ、洋光台団地を町長、考えてみてはいかがですか。洋光台、今、助成していますよ。何百万、定住促進助成金を助成しています。これは、当初から私は助成していませんよ、洋光台団地。ですから、やはり、売れ残ると一般財源から持ち出しをしなければならない。だったら、少し引き下げても、私は売ったほうが得策ではないですかと思うんです。</p> <p>洋光台団地のほうには助成をする。そして、今定例会に提案している甲洋小学校、下田小学校学区の定住促進、人口をふやしましょうと、それにも助成している。今しようとしているんです。なぜ、この町営霊園にそういうふうを考えられないんですか。</p> <p>洋光台のほうには助成しますよと。これは公平のバランスがないんですか。霊園は、これはできないと。ちょっとそれは矛盾していると思いますけれども、もう少し前向きに考えられませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  環境保健課長 (小向道彦君)</p>	<p>答弁を求めます。環境保健課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、今の墓地の状況ですが、昨年度墓地会計のほうは廃止しまして、今は一般会計にあります。それで、借金をしてつくりましたけれども、現在は借入金もなく、売れないから一般会計とか特別会計に支障を来たすという状況ではありません。</p> <p>それから、安くすれば少しは早く売れるというのはあると思いますけれども、墓地がなくて墓地を買いたいという人の数は決まっているものと思います。</p> <p>今、売れておりますので、しばらく様子を見たいと、そういう考えであります。</p> <p>以上でございます。</p>

	<p>佐々木議長</p>	<p>14番。</p>
<p>質疑</p>	<p>14番 (松林義光君)</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p>	<p>幾ら話をしても、前進がないようですから、ここでやめます。これで私の一般質問を終わります。</p> <p>これで14番、松林義光議員の一般質問を終わります。ここで11時5分まで休憩いたします。 (休憩 午前10時53分)</p> <p>休憩を取り消し、引き続き一般質問を続けます。 (再開 午前11時05分)</p> <p>2席、4番、<b>檜山 忠</b>議員の一般質問を許します。</p> <p>4番、<b>檜山</b>でございます。 議長のお許しを得て、通告に従い一般質問をいたします。 一問一答方式をお願いをいたします。 先般、11月16日、17日の日本一の鮭まつりはお天気に恵まれ、ご来場くださったお客様は、鮭に、行楽にと、晩秋の小春日和を十分に堪能されたことと思います。 私も、スタッフとして心地よい汗を流し、お手伝いできたことは、満足度100%でありました。集客等結果発表が待ち遠しく思うものであります。 さて、早いもので、合併してから8年目となりましたが、町民意識はいまだに旧態依然のままであるように思われます。特に、旧下田地区の町民には疑問点が多く、中でも洋光台団地の負債については多くの方が不信感を持っています。それは、情報不足によるものではと私は推測いたすものであります。 そこで、現実はどうなっているのかを問い、行政の対策を聞き出すことで、その情報を町民皆さんと共有し、皆さんに安心していただくことを願うものであります。 真摯なるご答弁、よろしくお願いいたします。 質問の内容として、1. 洋光台団地についてであります。質問の要旨は、(1) 洋光台団地を開発した経緯を問うものであります。この漠然とした要旨では答弁者も答えにくいと思うことから、細部に分けて質問してまいりたく思います。 アとして、団地が計画されたのは何年前のことですか。また、</p>
	<p>4番 (<b>檜山 忠</b>君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>開発に至った経緯と経過を教えてくださいませんか。</p> <p>答弁を求めます。町長。</p> <p>2席、4番、<b>檜山 忠</b>議員のご質問にお答えします。</p> <p>洋光台団地ではありますが、旧百石町において、定住促進と快適な住環境を提供するため、青森県新産業都市建設事業団へ委託し、今から33年前、昭和55年から昭和62年までの8カ年にわたり、住宅用地の造成を行いました。</p> <p>開発に至った経緯といたしましては、昭和39年、新産業都市指定を受けた八戸地域において、企業誘致第1号として、八戸市に三菱製紙株式会社の工場進出が具体化したことから、今後、大規模な工業用地と住宅用地が必要となり、当該地区の総合的開発を一体的かつ効率的に実施するために事業団を設立し、その後、当町においても工業団地の造成事業や地区全体の従業員を受け入れるべく、百石住宅用地造成事業が始まったものであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (<b>檜山 忠</b>君)</p>	<p>4番。</p> <p>再質問ですが、その青森県新産業都市建設事業団についてですが、どのような業務を行うものですか。少し詳しく教えてくださいませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>答弁を求めます。企画財政課長。</p> <p>事業団の業務なんですけれども、構成市町村の委託によって、開発計画を作成し、用地の取得、または造成を実施するものであります。基本的には販売はせず、販売は委託元の市町村が行うということになっております。</p> <p>事業団で事業を実施する場合のメリットなんですけれども、市町村が単独で実施する事業にはない地方税の特例措置、それから、地方債の利子補給、国の補助率のかさ上げ等々があり、事業に対して町の、町といいますか、事業団の持ち出し、負担が少なくなるということで、その分が借金の地方債が少額で済むという</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>ふうなことであります。</p> <p>以上です。</p> <p>4番。</p> <p>わかりました。</p> <p>それでは、次に、イとして、当初の予算と取得土地面積と分譲区画地及び販売価格を教えてくださいませんか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>それではお答えします。</p> <p>団地造成に係る当初の予算でありますけれども、総事業費約49億7,700万円となっており、取得土地面積は約23.4ヘクタール、分譲区画は全体で499区画でありました。また、販売価格は、第1期分譲時は1平方メートル当たり2万2,900円で販売されております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>当初の予算が49億約8,000万円、そして、取得土地面積が23.4ヘクタールというふうなことで、1平米当たりの販売価格が2万2,900円ということですので、これら計算していくと、53億6,900万円になりますね。当初の予算が49億8,000万円ということであると、3億8,900万円の収益が出るというふうなことで、この計画は的を射た企画であろうと思うものであります。</p> <p>がしかし、次にウとして、何年で完売し、負債を完済する予定でしたでしょうか。教えてくださいたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>それではお答えします。</p> <p>当時としては、新産業都市区域の指定を受けた八戸地域の中で</p>

		<p>も、当町は、当町というのは旧百石町ですけれども、八戸市に隣接しているという好条件のもとで、百石工業団地への県外からの企業誘致に伴う社員住宅建設への期待や、多賀台団地のような早期完売事例の再現に対する期待から、事業開始に当たって国に提出した記載計画書上は、昭和55年度から昭和59年度の5カ年の事業計画となっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>わかりました。5カ年で予定どおり行かなかったようですので、次に要旨(2)ですが、合併時の負債額と未販売区画地を問うものであります。</p> <p>アとして、完売できなかった理由はどのようなことでしたか。また、過去に支払われた利息の合計金額は幾らでしたでしょうか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まず、完売できなかった理由としましては、大きく2つ考えられます。1つ目には、造成の際、沢地であった軟弱地盤の改良のため、多額の事業費を要したことであります。</p> <p>2つ目には、当時としては珍しい上下水道完備のため、事業費が割高であったことに加えて、起債と一時借入金の利息が高利率であり、分譲価格にその負担分を転嫁したことから、分譲価格が周辺の宅地に比べて高額になり、敬遠されたものと思っております。</p> <p>次に、過去に支払われた利息の合計額についてであります。事業を開始した昭和55年から合併した昨年度末の平成18年3月31日までの合計では34億円を超える額となっております。</p> <p>しかし、このうち平成11年度以降は、県及び百石工業団地剰余金の無利子貸付により、利息はほとんど発生しておりません。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>原因は高利率、それから高額販売等、いろいろあるようですが、当初の負債と金利34億円は大変な額であります。</p> <p>そこでお聞きいたしますが、県新産業建設事業団は販売に関してはどのようにかかわっていましたでしょうか。また、合併時の負債額を教えてくださいませんか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>答弁を求めます。企画財政課長。</p> <p>それでは、まず1点目、事業団が販売に参加したのかというふうなことなんですけれども、事業団の事業計画では、受託すべき事業内容として、先ほども言いましたように、住宅用地の取得及び造成を行うこととしておりますが、造成終了後の土地処分、販売なんですけれども、販売についても、町と事業団と協議の上、引き続き土地の処分完了、完売するまで事業を委託し、町としてもそこに職員を派遣して、さらに町に販売する係を設けて、一緒に早期の完売を目指していたところであります。</p> <p>それから、2点目、合併時点での負債額なんですけれども、約21億4,000万円が一時借入金として残っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>いろいろと事業団とも一緒になって努力なされたようですが、負債額が21億4,000万円です。</p> <p>それでは、イとして、これに対して町はどのような対策をとりましたか。それを教えていただきたいと思えます。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>平成10年度において、県の無利子貸し付けと旧百石町からの補助金投入による債務解消策を骨子とする財務改善計画書を作</p>

		<p>成し、平成11年度から平成13年度までの3カ年で6億円を投入し、軟弱地盤を購入しました。</p> <p>その後は、町から毎年1億円を補助しております。</p> <p>また、平成21年度からは、地方公共団体財政健全化法の施行により、資金不足比率が20%を超えていることから、国の指導により、経営健全化計画を策定し、債務解消を確実に実施しているところです。</p> <p>なお、今定例会開会当日に報告いたしました百石工業用地造成事業剰余金6億4,300万円の繰り入れは、この経営健全化計画に基づいて行われたものであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>平成11年から平成13年の3年間で6億円をかけて、現在、未開発の軟弱地盤を購入したとのことであります。</p> <p>支払いが終わらないうちに、また6億円の借金をしていますが、これは合併が取りざたされているこの時期の借金は意図的ではないとしても、不信感を覚えるものであります。この6億円がないと、現在は借金ゼロではないでしょうか。</p> <p>町長にお聞きいたしますが、この当時の行政の責任者の対応をどのように思いますか。変と思いませんか。いかがですか。</p> <p>私は3つの答えを言いますので、その中から選んでいただければと思います。</p> <p>まず、変である、仕方がない、軽率には話せないの中からご答弁をいただきたいと思っております。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>行政を預かる者の長として、当時の旧百石町の行政決断に対してコメントということでもありますけれども、長という立場からいきますと、やはり、県の新産業都市建設事業団あるいは旧百石町の議会、そして長の判断で決断したものと思っておりますので、どうこうという部分には、やはりコメントできません。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>さすが、賢明な町長の答弁です。人を揶揄することなく、堅実であっていただきたいものであります。そして、投機的行政運営はしないでいただきたいと願うものであります。</p> <p>ですが、未開発の軟弱地盤に6億円ですよ。6億円もかけているというふうなことです。これがこれから6年間です。毎年1億円ずつ返済されていくわけです。町民の血税が使われるわけがあります。民間企業であれば株主によって追求され、当時の経営者の責任問題にまで発展するものではないかなと、そういうふうなまで思うものであります。</p> <p>さて、このことはこれとして、このことから、旧下田地区町民は不信感を抱き、そしてまた、合併時の負債額2億4,000万円の大きな負債額に合併の意味を見出せない状態であると思われま。</p> <p>そこで、今後が大事であろうと考えることから、要旨の(3)ですが、平成24年度の負債額は約1.2億円、合併してから8年間、その間に9億円をよくこれまで返済していただき、感謝はいたしておりますが、しかし、未販売区画数は10区画となりました。それらの全区画を販売しても負債額は残るものと思うが、その返済方法を問うものであります。</p> <p>アとして、未販売区画を完売した後の販売合計金額は幾らですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>平成25年4月1日時点の未販売区画は10区画あり、それら全区画の分譲代金は8,670万円であります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番</p>	<p>4番。</p> <p>8,600万円では1.2億6,000万円にはほど遠い金額で</p>

答弁	<p>(檜山 忠君)</p> <p>佐々木議長</p> <p>町長</p> <p>(成田 隆君)</p>	<p>す。</p> <p>そこで、イですが、区画を完売した後に、残る負債額を返済する対策はどのようになっていますか。教えていただけますか。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>平成25年4月1日時点における宅地完売後に残る負債額は12億4,867万5,000円であり、その返済方法でありませんが、百石工業用地造成事業剰余金6億4,300万円の繰り入れと、町からの毎年度1億円の補助金で返済することとしております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番</p> <p>(檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>一番町民が関心があるのは、先ほどもお話したように、1億円の血税が毎年毎年6年間ですか、支払われていくというふうなことになっているんじゃないかなと、そういうふうを考えるものがあります。</p> <p>ところで、負債額なんですが、事業団の報告書では12億円と認識しておりましたが、それが議会前の行政報告では13億6,000万円と、1億6,000万円増となっていました。それはなぜでしょうか。</p> <p>また、答弁を聞くと、6億4,300万円の返済のめどがあるようで、それはそれで安心はいたしました。それならば、それらを早く実行し、返済してほしいものと願うものであります。</p> <p>でも、あと6億2,530万円は残ることになりますが、1年に1億円ではなく、いっそのこと積立金の中から返済をしてスリムにさせてみてはいかがなものでしょうか。ご答弁をお願いします。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p>

	<p>(小向仁生君)</p>	<p>まず1点目の負債額の関係です。差異があるというふうなことの質問です。</p> <p>議員おっしゃった13億6,100万円は、経営健全化計画では、平成25年4月1日現在の負債額ということになっております。</p> <p>先ほど、町長が申した数字は、売れる土地10区画分と、それから、現在残っている雇用促進住宅北側の駐車場の分の販売価格等が入っている13億6,100万円ということで、これが入らないと、町長が言った12億4,867万5,000円という金額になるということであります。要するに、売れ残った土地を今売れないでそのまま残った場合は、返す額が13億円。これが全部売れるとなると12億円というふうなことでご理解いただきたいと思います。</p> <p>それから、残った債務を毎年1億円ずつでなくて一気に返したらどうかということなんですけれども、現在、返せる方法とすれば、財政調整基金というものが積み立ててありますので、それで返すことは可能ではあります。</p> <p>ただ、その財政調整基金は、緊急を要する事業や将来見込まれる事業の一部に充てるために積み立てしているもので、確かに現在の残額から申しますと、一度に返してすっきりさせるという方法もございます。しかし、総合計画の実施計画の中でも盛り込まれている事業がまだまだたくさんございます。それらの事業をやる意味からしても、洋光台の負債をここで一気に解消するというのではなくて、その一気に解消しないということには、借り入れの額、残り7億幾らという額は、県が現在、無利子で貸し付けております。その貸し付けが、まだ、約束が今後もとれておりますので、その約束を一旦返してしまうということになりますと、県からの無利子の部分がなくなる。無利子がなくなるということは利息が膨らむというふうなことにもなりかねませんので、その利息分を県のほうから大事に支払っていただくという意味でも、このまま返済を1億円ずつ続けたほうが賢明かというふうに解釈いたします。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>4番。</p>

<p>質疑</p>	<p>4 番 (檜山 忠君)</p>	<p>わかりました。まず、無利子であればゆっくりでもいいと思いますので、うまくやってください。</p> <p>それでは、次に、質問要旨の（４）ですが、敷地内の、これは 6 億円もかけた未開発地を有効利用し、そこから利益を上げて負債の返済に役立てることができないものでしょうか。その対策はありませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まず、団地内の未開発地ではありますが、青森県新産業都市建設事業団所有の雇用促進住宅北側にある駐車場用地と、団地内中央に位置する町所有の軟弱地盤地であります。</p> <p>その有効利用策であります。宅地としてのインフラ整備を行い、一般向けに分譲する方法が考えられますが、これまでの経緯と財政状況を踏まえると、非常に難しく、現在、それ以外の方法を検討しているところであります。</p> <p>実は今、ソーラー発電というんですか、そういう部分もありまして、私も約 2 ヘクタールの敷地があるので、どこかのそういうソーラー発電をやる企業さんをお願いして、現地を見てほしいということで現地を見てくださった企業もありましたけれども、なかなか狭いというんですか。あの場所だと狭過ぎるというような意見があったようで、来てくれなかったということもありまして、私どももいろいろ検討はしておりますけれども、なかなか有効な使い口が見つからないというのが現状であります。</p> <p>それから、先ほどの早く返したほうがよかったのではないかとこの補足ですけれども、実は、現在の企画財政課長ではなく、前任のもう退職されました課長に私も檜山さんと同じ考えで、財政が少し余裕があるから、そっちに 2 億円でも早く返して 3 年ぐらいでおさめたらどうかという提案をしたこともあります。</p> <p>しかしながら、やはり、財政を預かる者は、無利子であったらできるだけ長く有効に借りて使ったほうが良いということですので、そういう提案があつて、そういう指摘があつたもので、あなるほど、そういうことでということで、丸っきり動かないでということではなく、そういう部分で指示したり考えを出してい</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 4番 (檜山 忠君)</p>	<p>ますので、ご了解くださればと思います。</p> <p>4番。</p> <p>わかりました。</p> <p>未開発の土地の問題もなかなか難しいようですが、どうか、自治基本条例の考えを取り入れて、町民、そして行政、議会が協働で解決する方法として、町民から広くアイデアを募集することも1つの解決方法ではないでしょうか。</p> <p>例えば、そのアイデアを採用されたときには、思い切って100万円ぐらいの賞金を出してあげるといふようなことをした企画をして募集してみたいかと思いますが、</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長 企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>答弁を求めます。企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>私から言わせると突拍子もない金額で、100万円という金額に驚いておりますけれども、確かにその金額は抜きとして、町民からそのような募集、特に町内会からはそういうふうな意見を聞いて、自分たちがどのようにしたいかというのを参考にして、そういう軟弱地盤の利用の方法を見出したいなというふうに考えています。</p> <p>町民から意見を聞くというようなことは、大変よいことだと思っておりますので、そのようにする機会を設けたいというふうに思っております。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>ぜひ、前向きにみんなで解決しようというふうな考えのもとに進めていただきたいと思います。</p> <p>ここまですぐ団地の過去と負債についてお聞きいたしました、これからは団地の今現在についてと今後を問うことにいたします。</p> <p>(5)として、団地のインフラの状況を聞きたいと思っております。</p> <p>この要旨は、アからイまでまとめて質問をいたしますので、一</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>括してお答えくださるようお願いいたします。</p> <p>それでは、アとして、街灯の老朽化が目立ち、倒壊の危険があるが、その対策はどのようになっていますか。</p> <p>また、イとして、路上のマンホールの浮き上がりにより、除雪が完全にできずに取り残しができ、交通の妨げになっています。その対策はどのようになっていますか。</p> <p>また、ウとして、災害時の一時避難所となっているコミュニティセンター周辺道路が、降雨時には冠水し、センターへの出入りが困難な状況となっていると聞くが、その対策はどのようになっていますか。</p> <p>エとして、販売後の空き地、空き家の管理状況が悪く、除草がなされずに、防火・防犯に苦勞しているようですが、その対策はどのようになっていますか。</p> <p>以上ですが、お答えをお願いします。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>それでは、団地のインフラ整備の状況についての1点目、街灯の老朽化への対策についてから、4点目、空き地・空き家対策についてまでのご質問について、一括してお答えします。</p> <p>まず1点目、街灯の老朽化への対策についてですが、現在、定期的に巡回し、老朽化により倒壊の危険性のある街路灯については撤去もしくは修理等の対応をしております。</p> <p>なお、平成24年度においては、8基を撤去し、一部再設置しているところであります。</p> <p>次に、2点目、路上のマンホール浮き上がりに対する除雪対策についてですが、団地内の一部では、マンホール周辺の道路が沈下したことにより、マンホールと舗装面とに段差が生じ、除雪作業時に支障を来すことから、段差が生じている箇所については、これまで舗装のすりつけを行い対応してまいりました。</p> <p>今後も、支障箇所を確認するなどして、除雪作業がスムーズに進むよう取り組むとともに、除雪委託業者には、可能な限り、きめ細やかな作業に努めるように指導、お願いをしていきたいと考えております。</p> <p>次に、3点目、コミュニティセンター周辺道路の冠水対策につ</p>

		<p>いてですが、団地内の雨水は、ご指摘のありました洋光台3丁目付近が最も低地であるため集積し、いちょう公園根岸堤に流出しております。しかしながら、側溝の勾配にたるみが生じていることにより、台風や大雨時には付近一帯が冠水する状況であります。</p> <p>そこで、冠水する約40メートルの区間の側溝改修工事を、来年3月完成の予定で計画をしております。</p> <p>次に4点目、空き地・空き家対策についてですが、先般、洋光台町内会長から確認しましたところ、現在の空き家は3軒であり、過去にはたまり場となっていることもあったが最近はなく、草が生い茂っているという苦情があるくらいとのことでありました。</p> <p>町では、町有地については年2回の草刈りを実施し、個人所有の土地については管理がされていない土地を確認し、その所有者に対し、草刈りをお願いしております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檀山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>わかりました。ぜひ、対応を早いうちにやってあげるようにしていただきたいと思います。この件については、町内会長からも要望があつてのことと思いますので、早い対応をお願いしておきます。</p> <p>さて、要旨の(6)であります。将来を見据えたりニューアル対策を問うものであります。</p> <p>そのアとして、団地の現在の人口と構成年齢はどのようになっていますか。教えていただけますか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>平成25年11月30日現在の洋光台団地の人口であります。1,293人で、年齢構成で見ますと、ゼロ歳から14歳までの年少人口が168人、15歳から64歳までの生産年齢人口が964人、65歳以上の老年人口が161人です。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>以上です。</p> <p>4番。</p> <p>人口は1,293人ということで、65歳以上の人口も161人というふうなことになりますと、高齢化率を計算してみますと12%台ではないかなと思います。これらを考えると、おいらせ町の中でも一番若い団地のほうに部類するのではないのでしょうか。</p> <p>ある講習会で、著名な講師から聞いた話ですが、1世帯2人以上の家庭の年間の経済効果は250万円というふうなことを聞きました。</p> <p>そこで、イとして聞きたいんですが、団地の経済効果を金額に換算したならば幾らになると思いますか。教えていただけますか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>団地の地域経済の波及効果を金額であらわすのは非常に難しいことであり、推計されていないのが現状であります。</p> <p>ただし、団地内の土地及び家屋に係る固定資産税と、団地に住んでいる方々に係る住民税による税金、さらには、人口から見た交付税収入などが、町への効果としてあげられております。</p> <p>大変申しわけないんですけども、金額では表示までできません。以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>なかなか金額で換算することは難しいと思いますけれども、ただ、経済効果を生み出しているのは産業ばかりではないと思うのであります。安心安全で住みよい健全な団地ならば、誰しもが住みたくなるものではないでしょうか。その住みたくなる条件の1つとして、お年寄り、子供が安心して生活できるインフラの整備であります。</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>そこで、ウの団地全体のバリアフリー化であります。高齢者、障がい者等、弱者にやさしい団地づくりであります。おいらせ町に住みたくなるような十分にバリアフリー化された団地として見本となるようなリニューアルをする考えはございませんでしょうか。</p> <p>答弁を求めます。町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>行政の役割として、施設等を利用する人が、不便や障害を感じないやさしい環境をつくり出すことが必要であると考えております。</p> <p>幸い、団地内は道路と歩道の段差もなく、比較的バリアフリー化が進んでいると思っておりますが、今後、団地内の施設のリニューアルが必要になった際には、十分考慮し整備したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>ぜひそのようにしてあげていただきたいと思います。</p> <p>以上が、洋光台団地についての質問であります。</p> <p>それでは、時間も迫ってきましたが、次に、質問の2ですが、ホクエツ株式会社八戸工場の移転と老人福祉センター横の町道周辺の冠水被害対策についてであります。</p> <p>質問の要旨の(1)ホクエツ株式会社の移転について問うものであります。</p> <p>そのアとして、なぜ移転することになったのか。その理由を把握していますか。移転先として、町内には適地はありませんでしたでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まず移転の理由であります。公共事業の減少により、コンク</p>

		<p>リート二次製品の需要が落ち込み、業界を取り巻く状況は大変厳しいものがあり、会社として経営の効率化を図るため、八戸工場を閉鎖して、東北町にある南部工場に移転統合すると伺っております。</p> <p>したがって、町内の別の適地への移転ということは、当初から想定していないものと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>では、再質問になりますが、ホクエツがおいらせ町に誘致されたのは何年前でしょうか。</p> <p>それから、ちょっと通告外になると思いますけれども、町に対して昨年度の経済的貢献度は幾らでしたでしょうか。もし把握していれば教えていただきたいと思っております。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えしますけれども、当初のいきさつは担当課に説明させますけれども、実は昨年7月ごろでしたか、ホクエツの社長さんと工場長さんが見えられまして、もう工場が老朽化して改築しないともたないというようなお話でありまして、えっということで見ましたら、旧上北町、今の東北町ですけれども、そこにも工場があるので、土地もあるし、そっちに移転したいのでよろしくというお話がありまして、私は「それ以外は考えられないんですか」と言いましたら、もうそこは土地も買わなくてもいいし、既存の施設でも稼働しているから、そこに増設してもかえって効率がよくなるというお話でありまして、しからは町に対して、今使っている運送屋さんあるいは企業に努めている従業員の方々の雇用だけでも確保してほしいとお願いしました。それは今までどおり継続して採用するし、使うし、町には迷惑をかけないということでありました。そして、税務課長に税収の部分で相談しましたら、400数十万円ぐらい減収にはなりますという話ですけれども、そういうことぐらいしか把握していないのが現状であります。</p> <p>ただ、雇用と、今まで使っている一次製品というんですか。原</p>

		<p>料になるものあるいは運ぶ運送屋さんのほうは今までどおり使ってくれるということであれば、480万円ぐらいであればこれはいたし方ない、企業は企業で経営があるのかなという思いもありましたし。また、上北道路が東北町までつながったのを見て、なるほどここに、私でもここに来るもんなどというような納得があったんです。というのは、上北のインターのすぐ出口ですね。あれを考えると、本当に輸送効率がいい場所だなという思いもありましたから、こういう部分でいたし方ない、無理なお願いをしないでよかったなという思いもしておりますのが現状です。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>商工観光課長 (澤田常男君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>それでは、<b>檜山</b>議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>まず初めに、1点目のホクエツの操業は、昭和41年9月というふう聞いております。</p> <p>それから、経済効果ということでございますが、これは経済効果ということに該当するかどうかわかりませんが、工業統計のほうでは、平成24年1月から平成24年12月までの1年間の工場出荷額、これが4億6,694万円というふうに出ておりますので、それぐらいの経済効果はあるのかなというふうと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (<b>檜山 忠君</b>)</p>	<p>4番。</p> <p>いろいろ事情、こうやって見ると、いかに高速道路のありがたさといったらいいのか、それをおいらせ町でも有効に利用することを考えることも1つの町の行き方としてあるのではないかなと思われま。町長の今の答弁を聞いてですね。</p> <p>昨年、480万円か幾らの税金のそれだみたいなんですけれども、ただ、全体の販売取引高が4億円というふうなことになることになると、おいらせ町では1、2番を争う金額ではないかなと思うもので、それらが来年度からはなくなると考えられるわけですね。</p> <p>それで、イとして、ホクエツの跡地利用の計画をどのようになっているかというのを把握していますか。前と同じ程度の経済効</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>果を生み出すような計画であってほしいと願うものですが、どのように把握していますでしょうか。</p> <p>答弁を求めます。町長。</p> <p>先ほども言いましたけれども、社長と工場長が訪ねてきて、その中で跡地利用等も確認しましたけれども、具体的にお話はしてくれましたけれども、現在確認しましたところ、そのように具体的な名前をあげたところじゃなく、とりあえず売却したいという意向で、いろいろな、相手方もあることでしょうし、そういう部分で少し思惑どおりは行っていない部分もあるのかなという気がしましたが、いずれにしても売却したいという考えのようであります。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>先ほども話したように、経済効果があるようなところに販売してもらえればなおいいかなと思いますけれども。</p> <p>では次にウの質問ですが、これはうわさですが、ホクエツ敷地内に間木揚水ポンプ場の川から水を引き込む埋設管の一部が地上に開口していると聞きましたが、そのとおりですか。</p> <p>それにより、ホクエツでは水害を受けていたとも聞くが、いかがですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>ホクエツ株式会社八戸工場の敷地内には、間木揚水ポンプ場までの地上開口水路はなく、暗渠用水路になっております。</p> <p>ただし、敷地内に暗渠用水路の管理用マンホールが2基あることから、奥入瀬川の増水時に流入した河川の水が、このマンホールふたからあふれることがあり、敷地内の水害被害の要因の1つになっているものと思われま。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>マンホールからの穴からの漏水ぐらいであればそんな水害に影響はなかったのかなと思いますけれども、ただ、私の得ている情報では、水門の動作がどうも不良で閉鎖できない状態にあるというふうなことをちょっと聞きかじりをしましたが、それはそれであるならば、なぜそのようになっていたのか。そのまた原因を把握しているかどうか。そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>農林水産課長 (泉山裕一君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>それでは、ご質問にお答えいたします。</p> <p>現在、水門の管理者は奥入瀬川東部土地改良区になります。東部土地改良区のほうからちょっと確認したところ、壊れた時期等は特定できていないというのが実情です。</p> <p>最近破損しているのがわかったという話をお伺いしております。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>これからの管理をしっかりとやっていただいて、水害、もしそれからの逆流等があつて、水害も一緒に併発しているというのであれば困るので、ぜひともそれら町でも工事を指導するなり何なりして、しっかりした管理をしていただくようお願いしたいと思います。</p> <p>次に、要旨の(2)ですが、センター横の町道周辺の冠水被害の対策を問うものですが、この件については、子供たちの通学路であり、また近隣に住宅も存在します。台風時期には、毎年1回の割で冠水被害を受けている状態であります。間木町内の長年の要望事項でありました。また、私も過去に1度質問をし、対策をただした経緯がありますが、再度質問をいたしたいと思います。</p> <p>アですが、ホクエツ跡地を利用しての対策がありそうですが、</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>いかがですか。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>ホクエツ工場敷地東側の河川堤防には、周辺地域の流末排水のために排水管が設けられておりますが、河川の増水時に河川からの逆流を防ぐためにゲートを閉鎖することにより河川へ放流できなくなるため、その上流側の排水路があふれ出して、ホクエツ工場敷地内及び周辺地域一帯の道路が冠水し、地域住民の生活や交通に支障を来しております。</p> <p>そこで、道路への冠水を防ぐため、雨水を一時的にためる調整池を整備する予定であります。</p> <p>調整池とは、ホクエツ工場敷地の一部と個人所有地を取得して整備する予定であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>そういうふうな対策を聞いて安心をいたしました。</p> <p>それから、イとしてなんですが、以前に排水路が狭いためにそういう状況も起きるんだというふうなことで、拡張工事をするこ とで被害対策をするというようなことも考えがあったようですが、 どうでしょうか。また考えがありませんでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>今月から来年3月までの工期で、ホクエツ工場敷地外周約280メートルの水路の付けかえ工事を、ホクエツが費用負担して行うことで協議が整っております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>4番。</p>

質疑	<p>4番 (<b>檜山 忠君</b>)</p>	<p>ありがとうございました。ぜひともそれらをやっていただければ、これも緩和されると思います。</p> <p>最後の質問となりますが、ウとして、間木揚水ポンプ場から東方向に土手のほうに続く道路がありますが、その道路沿いには2軒の民家があります。その道路も、染屋の排水路の水門を閉じることによってあふれた雨水が木内々小学校の前のあたりの低い水田にたまって、それがその道路を越えて、下の排水路のほうに流れてくるというふうなことがありますので、その対策を何とかしてもらえないかというふうなことがあります。</p> <p>また、その道路は狭くて除雪もままならない状態にあるのですが、何か拡幅工事をする考えはありませんでしょうか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (<b>成田 隆君</b>)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まず、道路の冠水対策であります。3つを検討しております。</p> <p>1つ目と2つ目は、先ほど述べました調整池の整備と水路の付けかえであり、3つ目は、ホクエツ工場東側、水路最下流の堤防法尻部への排水ポンプの設置であります。</p> <p>今年度は、水路の付けかえ工事、調整池と管理用道路の用地を取得し、来年度以降、順次、調整池、排水ポンプ及び管理用道路を整備し、早期の課題解決に向けて取り組んでいく予定であります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (<b>檜山 忠君</b>)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>4番。</p> <p>ありがとうございました。対応していただけるということで、感謝申し上げます。</p> <p>これで、全質問を終わらせていただきます。</p> <p>いつもながら勉強させてもらいました。ありがとうございました。</p> <p>これで4番、<b>檜山 忠</b>議員の一般質問を終わります。</p> <p>お昼のため、1時30分まで休憩いたします。</p>

質疑	佐々木議長	(休憩 午後 0時03分) 休憩を取り消し、引き続き一般質問を行います。
	佐々木議長	(再開 午後 1時30分) 3席、3番、平野敏彦議員の一般質問を許します。
	3番 (平野敏彦君)	平成25年第4回定例会開会に当たり、議長のお許しを得て、3番、平野敏彦が通告に従いまして一問一答方式により一般質問させていただきます。 年内も残り少なくなってまいりました。町長には、4年間町政を担当され、行政全般にわたり、誠心誠意町政運営にご尽力を賜り、深く敬意を表します。 今、国政を見ると、多くの反対の声を押し切る形で特定秘密法案が成立いたしました。国会での圧倒的数の力を背景に、今後、安倍カラーは全開モードに突入するのではと、多くの文化人を初め、国民は危機感を感じております。 特に、地方にあっては、アベノミクスの効果も感じられず、地方と都市の格差はさらに大きくなるばかりであります。消費税の引き上げ、公共料金の値上げ等、高齢者世帯、年金生活者にとって厳しい生活環境となっております。 T P Pを初め、生産調整の補助金の減額と、5年後に減反廃止が示されたことは、おいらせ町農業の根幹を揺るがす大きな政策転換であります。 当町農業の方向づけをどのように示すのか、町後期基本計画の対応に期待を込めまして、通告いたしました一般質問について町長の所見をお伺いいたします。 第1点目は、おいらせ町文書管理についてであります。 おいらせ町文書管理規程第2条に文書の定義があり、起案文書、決裁文書、完結文書等のほかに、保管は主管課、保存は書庫とあります。まず、適正に処理されているかどうかお伺いをいたします。
佐々木議長	町長。	
答弁	町長 (成田 隆君)	3席、3番、平野敏彦議員のご質問にお答えいたします。 おいらせ町役場における文書の管理に関しまして、必要な事項

		<p>を定めたおいらせ町文書管理規程があります。その規程に基づいて作成した文書を、処分、完結の順序に編纂して簿冊を作成しております。</p> <p>その簿冊を各課の書庫に1年間は保管していますが、保存期間の長いものについては、本庁舎の永久保存庫や分庁舎のレンガ倉庫等に移して保存しているところでもあります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>第44条に、紛失・火災・盗難防止、非常時災害に必要な処理とありますが、これらの対応はどのようになっているのか、お伺いします。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>行政管財課長 (田中富栄君)</p>	<p>答弁を求めます。行政管財課長。</p> <p>平野議員にお答えをいたします。</p> <p>文書管理規程の44条に規定してあります災害時の文書については、それぞれの課で、災害時には持っていくものを決めるようなことで、庁舎の災害訓練のときもそれらについては非常時に持ち出すということで確認はしておりますが、それぞれの課のところに対応しているというふうに考えております。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>それではお伺いしますが、各課で対応しておって、例えば、非常時の場合、持ち出しもあるのかどうか確認をしたいと思えます。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>行政管財課長 (田中富栄君)</p>	<p>答弁を求めます。行政管財課長。</p> <p>平年の文書等については耐火書庫等に入れてありますので、そこは鍵もかかっておりますし持ち出しできませんが、それぞれの課において、もし火災等が発生したときに持ち出すものが、具体的なものについてはちょっと何があるか私も言えませんが、それ</p>

		<p>それぞれの課でそういうものを指定するものがあれば、それぞれの課でその文書があると思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>それでは、保存文書の閲覧であります。</p> <p>第51条では、主管課長の承認を得なければ閲覧できませんとあります。保存文書一覧簿を備え、所定の事項を記載させるとありますが、文書一覧簿を備え記録させておられますか、今現在。確認したいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>閲覧は、文書管理規程に基づき取り扱っております。</p> <p>本庁舎の場合は、行政管財課が本庁舎1階の西側の永久保存庫及び車庫の裏にあります屋外プレハブ書庫に鍵をかけて管理しており、職員が保存文書を閲覧したい場合は、保存文書閲覧簿に氏名を記入し、行政管財課長から鍵を借りて閲覧することになります。</p> <p>分庁舎の場合は、分庁舎サービス課が分庁舎第二車庫のレンガ倉庫及び旧法務局・本町地区北コミュニティセンターに鍵をかけて管理しており、本庁舎同様に、職員が鍵使用簿に氏名を記入し、分庁舎サービス課長から鍵を借りて閲覧することになります。</p> <p>なお、町民が行政文書を閲覧したい場合には、おいらせ町情報公開条例に基づいて、行政文書の開示請求手続を行えば、閲覧もしくは写しの交付が受けられます。</p> <p>ただし、法令等で公にできない情報や個人に関する情報にあって、特定の個人が識別できる情報は不開示としているところであります。</p> <p>以上です。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>3番。</p>

質疑	3 番 (平野敏彦君)	<p>閲覧の関係書類はあるということで確認をしておきます。</p> <p>これまで、この第52条にもありますけれども、文書の転貸、持ち出しの事例があったかどうか、確認をしたいと思います。</p>
	佐々木議長	行政管財課長。
答弁	行政管財課長 (田中富栄君)	<p>52条で規定しています転貸、持ち出しですけれども、職員が保存庫に文書を保管しているものを見る場合は、文書保存閲覧簿に記入をして鍵を借りて、そこで中に入って書類等を見ますので、ただ、そのとき、逐次そこに行って持ち出しをしているのかというふうなことについては、そこまでは確認しておりませんので、それについては持ち出しして見る場合もあるだろうし、またその場で見える場合もあるかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長	3 番。
質疑	3 番 (平野敏彦君)	<p>この場合は書庫の場合ですから、永年保存書類、これについての扱いではどういうふうになっていますか。閲覧簿でそこに入って書類の確認をする。そしてまた、主管課長に鍵を返す。そういうふうな手続になっていますけれども、そのときに担当主幹課の職員が立ち会いをするようなことがないというふうなことで、今確認をしましたけれども、鍵を返す、それで、もう閲覧の部分で行為は終わりというふうなことで確認したわけですが、永年保存文書についても同じような形ですか。</p>
	佐々木議長	行政管財課長。
答弁	行政管財課長 (田中富栄君)	<p>永年文書についても同じような扱いをしております。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長	3 番。
質疑	3 番 (平野敏彦君)	<p>この永年文書については、第55条で文書管理課長が管理し、そしてまた、管理状況等の検査をしなければならないようになっ</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>行政管財課長 (田中富栄君)</p>	<p>ているんですけれども、この検査記録というものはあるんですか。</p> <p>行政管財課長。</p> <p>検査記録というものはありませんけれども、年に1回、書庫の整理等を行った際には、担当課長も書庫の整理に当たって、中を全部見ながら、そして、整理整頓するように、中をチェックをしております。</p> <p>それから、記録については、検査記録というものはつくってありません。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>検査記録、ちゃんと業務としてここに規定されてあるわけですよ。そういうふうにはちゃんとしなさいと。ちゃんと記録も検査記録簿も備えつけにしなければならないようになっているんですけれども、なぜこういうふうなのができないのか、私はちゃんとその関係部分の例規、そういうふうなものに目を通していかどうかというのに非常に疑問を感じます。</p> <p>それで、次に入りますけれども、文書の保存期間の文書分類表ですが、第46条に文書の保存期間として、第1種永年から第5種1年間まで5種類あります。そしてまた、その文書の分類表を基準にするために、文書分類表で定めるというふうなことにありますけれども、この文書分類表を提示していただきたいと思います。私は、ちょっと例規を見ましても見つけられなかったものですから、もしあったら提示をしていただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えしますけれども、1つ飛んで④に入ります。</p> <p>文書管理規程で別に定めるとありますけれども、文書分類表につきましても、合併当時から作成されていない状況であります。</p> <p>文書分類表がないことについては、対応ができていますことをおわび申し上げますとともに、行政管財課において、今年度中に作成するよう作業を進めているところであります。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>町長がないというふうなことで答弁ですけれども、私は、じゃあ今まで事務書類をしてきたこの1種から5種までの分類基準がなく、どれに基づいてその書類仕分けをしてきたのかですね、各課それぞれまちまちの形でその書類保存をしてきているのかというふうな気がしますけれども。気がつかなかったというのは、今まで気がつかなかったのか。この辺、私が質問して初めてわかったというふうなことですか。そこをもう1回確認します。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>行政管財課長 (田中富栄君)</p>	<p>答弁を求めます。行政管財課長。</p> <p>文書分類表については、合併時からの作成がされておりません。そういうことで、合併後に旧町の種類表をもとに作成することにしておりましたが、なかなか手がつけられず、これまで至ったのが実情であります。</p> <p>それから、何に基づいて、それでは職員が保存年限等をしているのかということですが、今お話ししましたように、文書分類表はないわけですので、明確に文書が何年ということはないんですけれども、これまで旧町でそれぞれ文書分類表があり、それぞれ事務で保存年限等を記載しておりましたので、それを参考にしながら、第1種永年から第5種1年間という書類ごとの年限を定めながら、各課では取り扱いをしているというふうにしていくと思います。</p> <p>ということで、今はないんですけれども、旧町の種類表等を参考にしながら、それぞれの職員がそれを参考に運用しているという状況であります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>分類基準の45条、それから、文書の保存期限の46条、そして、47条に編さんは次の基準とあるんですけれども、私、ちょっと他町のほうを調べてみたら、この46で文章の保存期限</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (西館芳信君)</p>	<p>の次に保存年限が書いてあって、保存種別が次にあるわけですよ。第1種に属している文書は議会の議案とか会議録、条例、規則、そういうふうなものがあります。これであれば、なるほどなというふうな形で理解ができると思いますけれども、ここが欠落しているのではないかなと私は思いますよ。</p> <p>この分類表でなくても、この46条の次、47条に保存種別をちゃんと明示すれば、理解がしやすいし、事務処理も適正に行われるのではないかと。私は七戸の例規を見たらそういうふう書いてあるので、なるほどなと思いますよ。</p> <p>それで、さっきの答弁の中で、合併時からつくられていなかったというふうなことで、じゃつくられていなかったからそれでいいというふうなことでもないわけですよ。やはり、いろいろな人が変わり、担当課が変わり、担当者も変わり、その中で全然気がつかなかったというふうな部分については、担当課のみならず、関係課長の自分たちの事務処理をする、そういうふうな部分での認識も甘いのではないですか。どの課長もそれに気がつかなかったんですか。私はこれだけの課長がそろっていて、たったこの部分のところで欠落しているというのがわからなかったのか。これは行政に対する不信が町民として生まれてくるのではないですか。私は、本当にこれでいいのかと。もっとさかのぼって、ちゃんと主管課長を経験した等の、適正に事務処理されたかどうかということについては、再調査をちゃんとして、少し訓告なりそういうふうな処分もあっていいのではないですか、町長。私はそう思いますよ。</p> <p>副町長。</p> <p>ただいまの議員の質問については、いろいろ考えさせられるものがあります。</p> <p>私、平成22年12月、ちょうど3年前にこの職についたわけですが、その時点で、一番最初に当時の、今もですが、総務課長に言われたことは、文書の整理、保存、これをちゃんとしたいということで、その不足については、それぞれの課長が認識しているところだということで、やろうというふうなことになりました。</p>
-----------	-------------------------------------	--

		<p>そして、その年の2月がいろいろ不祥事がありまして、3月に、これは言い訳ではないんですが、本当に震災のほうが勃発したわけですし、なかなか気持ちがあるんだけど、手をつけられないという状態がずっと続きまして、それでも私がやれよということで、そこでもうひとふんばり指示なりを出していれば違っていたのかもしれませんが、そこについては決して今の状態でいいというふうには考えておりません。</p> <p>議員が話すような方向で、これは先ほど田中課長は今年度中というふうに言いましたが、私は果たしてこれをしっかり整理するには、今年度中で終わるのかなというふうな思いもありますが、何にしましても、全力を出しまして、そのような形にしていきたいというふうに、本当に思っておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>補填するものについては、他の自治体、そういうふうなもの例があるわけですから、私は今年度中といっても、すぐできると思いますよ。</p> <p>別に面倒なわけではなくて、実際に、文書管理規程のほかに関係する町の事務取扱規程とか、そういうふうなものがあるわけですから、やはり、その中でもちゃんと町長が決裁する部分、副町長が決裁する部分、各課長、そういうふうなもの項目が羅列してあります。それから、他の自治体の保存の種別に照らし合わせれば簡単にできると私は思いますよ。今年度中といわず、3月までに改正の素案を提示するとか、そういうふうな方法で、私は前向きに答弁をいただきたい。私はできると思いますよ。担当課長。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>行政管財課長 (田中富栄君)</p>	<p>行政管財課長。</p> <p>文書分類表につきましては、私も引き継ぎを受けて、ないということと言われておりました。今年度、何とかつくっていききたいということで、いろいろ課内でも八戸のものを取り寄せながら、また他のものを見ながら、今進めている最中でありまして、今年度中に要綱を整備してまいりたいと考えております。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>以上で終わります。</p> <p>3番。</p> <p>先ほど、副町長が平成22年12月に就任して、そのときにもこの分類表がないというのがわかっていたのかどうかというのが、ちょっと私、聞き漏らしたかしりません。そのときにもわかっていたのか、そこをもう1回確認しておきたいと思います。</p> <p>それから、この職員の中で、おかしいのではないかとかというふうな気がついた職員がいるのではないかと私は思うんですけども、これらは課長とかそういうふうなのに報告、連絡、そういうふうなことは一切なかったのかどうか。こどもあわせて答弁いただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (西館芳信君)</p>	<p>答弁を求めます。副町長。</p> <p>分類表があるなしということでは、私のところではなくて、今、平成22年12月の時点でそれを分類していく上で、当時の総務課長は、旧町のものをそれぞれ使っているんだけど、それではちょっと適当でない。新たにつくるべきだというふうな思いの中で、それが一部でして、そういうふうな話になったのだということで、今までずっとそういうふう理解しております。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>行政管財課長 (田中富栄君)</p>	<p>行政管財課長。</p> <p>職員の中で分類表がないのを知っている人がいるのかということですが、実際に年1回、文書の整理をしますので、その文書の廃棄処分等するに当たっては、今お話しありますように、文書分類表がそれによって廃棄するわけですが、ないので、過去の例、または両町のもので処理をしているわけですが、そういうことで、職員は文書分類表がないということは知っているし、それはそれぞれの部署主管課長のほうにも話は届いております。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>やはり、職員のほうで気がついていて、今まで見過ごしてきたというふうなのは、管理職の職務怠慢でないかと私は思いますよ。ですから、さっき確認したら答弁がなかったんですけども、歴代の担当者、事務の主管主任、それから主管課長、補佐、こういうふうな部分についてはどういうふうな形で対応するのか、いま一度確認をしておきたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (西館芳信君)</p>	<p>答弁を求めます。副町長。</p> <p>この処分につきましての対応ということで、私は処分ということで今取りました。それについてお話ししますけれども、先般お話ししましたように、処分につきましては、平成18年度までさかのぼって、当時から関連する職務についていた職員に対しまして、懲戒処分以外の訓告という処分にいたしました。</p> <p>それでもって、本来はもっともっと広げて……大変失礼いたしました。</p> <p>分類表をつくっていないことについての処分ということについては、それについて処分するという事は考えておりません。あくまでも今後のことで、速やかにそれを形あるものにしていくということでいいというふうに私は考えます。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>私はどうも内部に甘過ぎるのではないかと。少なくとも、行政のプロとして、管理職として位置づけられているわけですから。その軽微だとか、そういうふうなのではないんですよ。あるべきものがない。つくるべきものがつくられていない。もう7年も経過しているわけですよ。</p> <p>それで、お互いに攻撃をしない、されないというふうな形で不問に付すような形というのは、私はよくないと思いますよ。町民に対しても説明がつかますか。いろいろな意味で、これら情報公開とかさまざまな条例をつくっておきながら、そういうふうなものに対しては簡単な部分で、全然、瑕疵があるのに対して処分も</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>しないというふうなのは、私は全く疑問を感じます。本当にこれでよしとするのであれば、それなりに次の質疑に入りますけれども、もし、いやそうじゃないというふうなことであれば、訓告なりそういうふうな部分でやりますよというふうなのであれば、私はこの平成18年からずっと続いてきている担当課、それから担当者、それから課長、補佐。今現在も座っている人もいますし、退職された方もいます。そういうふうなものについては、やめてしまったからもういいんだというふうなことでもないと思いますけれども、少なくとも、そういうふうな自覚を促す意味でも、私は何らかの形をとるべきだと思いますよ。</p>
	<p>副町長 (西館芳信君)</p>	<p>副町長。</p> <p>責任ということについては、法律的な責任があればびしっとして一番いいんですが、なかなかやめた人たちに対してはそれは及ばない。そして、道義的な責任は確かに残るのかもしれないけれども、議員は今瑕疵があればと、あったのにというふうにおっしゃいましたけれども、果たして瑕疵があったという言葉が適当なのかどうか。</p> <p>最良の策でもって全てやるというのは、これは理想でございます。ただ、世の中には、行政のみならず、最良の策がどうしてもかなわないから、次善の策でそれをしのいできた。本当に初めからばしっと、合併と同時に分類表が新たにばんとできているのは、これは理想だし、本来あるべき姿でした。しかし、それがなかったからといって、果たして瑕疵というふうに言えるのかというと、私はそこまではどうかと。次善、つまり、旧町にあるものでもってやってきたということについては、理想の姿ではないけれども、それはそれで妥当といわなくとも、それでよかったのではないだろうかというふうに思います。</p> <p>それによって処罰というふうなことにはならない。別に身内に甘いとか、そういうことではなくて、それはそれで1つの仕事のやり方であったのではないだろうかというふうに考えます。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>3番。</p>

<p>質疑</p>	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>私はよく理解できません。</p> <p>それでは、次の質問に入らせていただきます。</p> <p>(5)の職員採用に係る文書の紛失でありますけれども、11月11日に開催された議会全員協議会において、副町長より平成18年度採用職員関係書類の紛失があったと。発見されたのが平成23年で、当時の課長補佐に連帯責任があり、訓告処分としたというふうな報告がありました。私はよく理解できません。</p> <p>今まで議論してきた文書の引き継ぎ等の報告が適正に行われ、保管にも問題がない。管理にも問題がないというような答弁であります。</p> <p>だとすれば、平成18年採用職員の関係書類がなぜなくなったのか。紛失されたのか。いま一度確認しますが、その平成18年採用職員関係の応募の件数が何件で、受験者が何人、そして、合格者が何人で、採用者が何人あったのか。これを上級、中級、初級と多分募集したと思いますけれども、内容をお知らせいただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>答弁します。</p> <p>平成18年度に実施された職員採用試験に関する一連の文書をつづった簿冊1冊が不明となっていることは、さきの全員協議会で報告したとおり、事実であります。</p> <p>当該簿冊には、上級及び中級、初級採用試験の実施に関する一連の書類がつづられており、具体的には、第一次及び第二次試験にかかわる文書として、受験申込書、各種通知文書、試験結果一覧などが含まれておりますけれども、先ほど平野議員が質問した項目に関しまして、その簿冊がないわけで、我々も把握できていないのが現状です。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>私は、人事関係書類については、金庫に保管して、総務課長がカギを保管するものというふうな形で思っておりましたが、現在</p>

		<p>はどのような形で管理されているのか、お聞かせをいただきたい と思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (松林由範君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>人事関係の書類につきましては、総務課の事務室内及び庁議室 がございますが、そこに行くわきのところの廊下の壁面にある書 庫、それから監査室内にある書庫、いずれも鍵のかかる書庫でご ございますが、そこに保管をしております。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>そうすれば、そういうふうな形で嚴重に管理されているのであ れば、なおさら紛失というのは考えられないんじゃないですか。</p> <p>書類については、先ほどもあったように、ちゃんと決裁を得て 鍵を借りるなり、そういうふうな手続をしているわけですから、 台帳にもちゃんと記録が残っているわけでしょう。それがなくな ったというふうなことを紛失というふうなことで言っています けれども、私は、今町長が言った簿冊が1冊ということは、例え ば、職員の募集、それから応募、さっき言った受験した数、そう いうふうなもの等の書類が一切ないということですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (松林由範君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>今、議員お話のあった内容の書類が一式ないということでござ います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (松林由範君)</p>	<p>総務課長、ちょっと何名採用してどうだと聞いているから、そ の当時何名採用したか答えなさい。総務課長。</p> <p>応募者数等は書類がございませんので、確認はできませんが、 採用された職員については、一般行政職2名、それから専門職で あります主任介護支援専門員1名、それから看護師3名、以上の</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>6名分かと思われます。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>これらの書類がないのというふうなことであれば、私が聞いた部分については確たる証拠がないので答弁できないというふうなことになると思いますけれども。</p> <p>この全員協議会で報告された内容ですけれども、じゃ調査した課、それから担当者はどういうふうな形で報告されたのか。文書で報告されたのですか。それとも口頭報告ですか。</p> <p>先ほどの町長のあれから言っても、1冊簿冊年度分が丸々なくなっているというふうな、紛失しているという。どう考えても、私は理解できないんですよ。</p> <p>ですから、そういうふうな意味では、調査に当たった担当者の方、それから町長にはどういうふうな形で報告になったのか。それをもう1回確認したいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (松林由範君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>調査の担当者は、その職務の担当職員、それは平成22年度に最初はないということに気がついた、当時の総務課長補佐、それからその後の引き継ぎを受けた次の総務課長補佐が担当をして調査をして、それを報告書にまとめて町長に報告をしています。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>3番。</p> <p>平成22年度にないというふうなことに気がついたと。課長、平成22年度だと総務課長ですか。</p> <p>町長に口頭で報告したというふうなことなのか、私は文書でやったのか、そこを聞いています。</p> <p>総務課長。</p>

答弁	<p>総務課長 (松林由範君)</p>	<p>平成22年当時は、ないということについては口頭で報告をしたと思います。</p> <p>ただし、しからば全く存在しないのかということについては、その時点では不明でございますので、確認のしようがなく、都度探すなり、随時その場所の紛れ込んでいないか等はやってまいりましたけれども、今年度に入りまして、議会で質問するところとなりましたので、いつまでも不明状態にしておくわけにはいかないということで、町としての一定の判断をしなければならないということで、再度、調査をして、関係の職員、前任者、前々任者も含めて事情聴取をした上で、報告書としてまとめて、町長に文書で報告をしております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>担当者、今までの、簡単にいえば、7年かそのぐらい前ですから、関係した方々というのはまだ生存していると思いますよ。そういうふうなことからいったら、私は調査は、もっといろいろな意味で原因究明が可能だなというふうに思っていますけれども、今のままですと、各担当者から聞いて、事情聴取をして、町長に報告したというふうなことで、町の判断というふうな、先ほども課長言いましたけれども、町の判断とすればどういうふうな判断をしたのですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (松林由範君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>先ほど来、お話に出ていますように、担当者が鍵を保管して、鍵のかかった書庫に入っている文書だということでございますので、通常、それ以外の第三者はその文書には触ることができないというふうに考えていますので、それでもなおかつないということであれば、可能性として一番考えられるのは、文書廃棄の際に誤って廃棄をした可能性だということが、一番可能性の高いケースだということで、その前提で、報告書を町長にあげております。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長  3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>これは永年文書が廃棄になるんですか。 そういうふうな解釈というのはそもそも間違っているのではないですか。永年文書が廃棄になるんですか。間違っても。そこに永年文書が固まってあるわけでしょう。何でそれが廃棄になるんですか。何の可能性、根拠でそういうふうな話をしているんですか。</p> <p>しかも、管理職がちゃんとして、専門の主任もちゃんと置くというふうに例規にもあるわけですよ。なんでそれがなくなるのかと。廃棄される文書と一緒に入っているのであれば私はわかりますよ。永年保存にされる重要な文書として保管されていながら、なぜ廃棄されるのか。私はこのところは理解できませんよ。</p> <p>例えば、今、さっきも話をしたように、情報開示によって公開によって情報開示請求があったら、この関係の文書についてはありませんと答えるんですか、開示請求に対して。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  総務課長 (松林由範君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>まず、当該、紛失したという文書につきましては、さきの議会の際でしたか、2種10年保存ということで考えているというふうに申し上げました。というのは、人事に関する文書も旧町の文書管理規程を見てもそうですが、人事に関する文書で重要なものは永年。ただ、人事に関する文書、例えば、今回の採用試験のようなものは10年という解釈でもって考えておりますので、第2種10年だということで考えております。</p> <p>それから、情報開示請求につきましては、もちろん開示請求があれば、当該部署を探して開示できる部分は開示しなければならないわけですが、現実に存在していないということであれば、そのまま不存在ということで開示できないとやるしかないのかなというふうに考えております。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長  3番</p>	<p>3番。</p> <p>私は、こういうふうな処理、また考え方、本当に町長が掲げて</p>

	<p>(平野敏彦君)</p>	<p>いる町民目線にも何もなっていませんよ。</p> <p>ないからそれでいいというふうに開き直ったような言い方をしていますけれども、私はもう1回再調査をすべきだと思いますよ。例えば、歴代の担当者、課長、そういうふうなのから聞いたと言いますけれども、では、その当時の総務課に配置された職員、そういうふうなものも入れて、もう1回再調査すべきだと。</p> <p>それから、総務課経験の退職OB、それらも入れて、ちゃんと意見をもう1回聞いてみればいいんじゃないですか。私はもう1回ちゃんと原因を究明して、報告を求めたいと思いますが、町長どうですか。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>町長。</p>
<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>大変私も緊張しておりまして、議長に手を挙げるのも忘れるぐらいであります。</p> <p>ご指摘のとおり、いろんなことで手を尽くして調査はしているんですけども、先ほど提案のありました平成18年のことで私が就任するもう4年も前の話でありまして、もう既に退職された方々もあります。もし協力を得られるのであれば、再度、退職された方々も含めて、職員には少し余分な仕事にはなりませんけれども、再調査させて、できるだけ町民の方々に納得いただけるように努力します。</p> <p>そういうことで、もう少し時間をいただきたいと思います。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>3番。</p>
<p>質疑</p>	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>私は、町長がそういうふうな形で取り組みをするというふうなことです。これを継続してやるには町長が再選されなければ継続にならないと思いますので、次の選挙、ぜひ頑張って、その調査を継続してほしいというふうに思います。</p> <p>それから、なおかつ、その疑問な点が解消されなかった場合については、私は盗難も視野に告訴すべきだと。警察に盗難事件として届けを出すべきだと思いますが、これらについてはどうでしょう。</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>当該文書の所在が不明である以上、盗難の可能性もゼロであるとは断言できませんけれども、庁舎内にある鍵のかかった書庫から盗まれるということは、庁舎管理の面から、またその動機の点からも極めて考えにくいところです。</p> <p>ただ、庁舎内のどこかに紛れ込んでいる可能性も皆無ではないと思いますので、再調査については検討、先ほども答弁しましたけれども、庁舎内だけでなく、平成18年当時の関係職員、退職されてまだ生きておられる方々も含めて、どれぐらい協力をしてもらえるかはわかりませんが、できるだけ調査して報告したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>私は、今町長はそういうふうな形で話をしていますけれども、例えば、町民から、やはりこういうふうな事件についてはちゃんと町として毅然として対応すべきだとか、そういうふうな声があった場合、庁内だけの部分ではないと思いますよ。やはり、町民からそういうふうな要求があったら、私は対応すべきだと思いますよ。ぜひこのことは、町長の頭の中に入れておいて対応してほしいと思います。</p> <p>それでは、8番の職員の処分についてであります。この事件の早期解決のための処分ではないかなと思われるぐらい、簡単に訓告処分というふうなことで副町長から出ていましたけれども、私はこの文書分類表の未作成とか、保存文書管理の認識の甘さ、それから再発、こういうふうな処分であれば、なんでなくなってもそのぐらいの処分なのかというふうな、再発防止の観点からいっても、私はちょっと処分的に甘いのではないかと。もっと今のような人事、特に人事管理というのは、自分の履歴紹介とかさまざまのものがあるわけですよ。そういうふうなものに対する認識の甘さというふうなことを考えれば、私はとてもじゃないけれども、副町長が全協で処分したというふうなことについては納得が</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (西館芳信君)</p>	<p>いきません。</p> <p>もっと懲戒処分としての戒告とか、そういうふうなものを検討すべきだと思いますが、いかがですか。</p> <p>答弁を求めます。副町長。</p> <p>議員の気持ち、わからないわけではございません。私どもが本当にこの事実に関して本当に軽く扱っているのかということ、そうではございません。本当に重大なことだと思っております。本当に考えられないことが実際にこうして起きてしまったということで、ただ、これをどういうふうにして処理していくかということは、あちらを立てればこちらが立たずと。痛いところを突かれました。確かに、これが間違っただけで焼却されたものではないということになると、すごく大きくなっていく可能性は盗まれたということになりますし、その辺を果たして調査して、これが白黒がはっきりとなるのであれば、それはそちらの道に思い切って足を踏み入れます、私は。</p> <p>ただ、残念ながら、町が組織できるものは捜査機関ではありません。せいぜい百条調査の中で参考人に近い人たちを呼んで話を聞く。その中で、果たして事実が、なくなったということの事実はわかっても、果たして真実、その中にある真実までがわかるというふうには到底思われないうわけですし、なかなか難しいものがある。</p> <p>その中で、苦肉の策でこういうふうに分しました。そして、この処分は、あくまでも誰がこれをなくしたかということについては特定できないわけですから、これもまたできにくい可能性もあると。あくまでもこの処分は、それに原因をつくった文書の管理が甘い、ルーズだということに対しての懲戒にならない行政上の処罰でありまして、これは他県の同じような事例を何件か参照してこういうふうな結論を出したということでもあります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>余り答弁が長いと私の持ち時間がなくなるんです。私はまだ4点もあるんだけど、1点目しか進んでいません。</p>

		<p>私が確認したいのは、訓告ですと制裁的実質を伴わない措置を訓告というんですよね。私は、やはり、その職員に職務上の義務違反に対してですから、管理上、さっき言ったように、文書の書類管理、そういうふうなものが違反しているわけですよ。それからいったら、当然この訓告に該当するのではないですか。私はそれを言っているんですよ。例規もつくっていない。そういうふうな不備な部分があるのに。私はそれを言っています。</p> <p>ですから、少なくとも次の3月議会までには、補足するべき部分、それから処分の部分、調査の結果、そういうふうなものをきちっとして報告してほしいと思います。</p> <p>それから、本当に自分もなるほどなと思うのはあるんですよ。というのは、今は全部機械で記録されて、それをただ引っ張り出して名前を書いてはんこをつけて事務引き継ぎとかというふうな形で、現物を実際に見ていないのではないですか。私はそう思いますよ、異動があっても。そういうふうな事務処理実態がちゃんとあるのではないかと思うので、その辺をもっと戒める意味でも、もっと厳しさを持つべきだというふうに思います。</p> <p>総括的に町長の答弁でこの部分は終わりたいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>大変、私の思いを代弁して質問してくれているような気がしております。私も本当はそういう思いがありますけれども、しかれば当事者がわからない。平成18年からですから、そういうことで、平成22年、私が就任するまでの4年間のことでありまして、もう先ほど来、何回も言っています。退職した職員の方々も含まれるわけですし、ただ今の、ここに残ってここで平野議員から質問されている職員たちだけがしかれば当事者かなという、そういうわけにもいかないのではないのかなということですね。はっきりと当事者がわかれば、まだまだ厳しい処分は可能でしょうけれども、全く発見された時点で何も知らない者たちにも処分を課さなければならないという、私も大変つらい立場でして、じゃつらいからこのような状況かと言われるとまたそうでもないわけですし、やはり、町民の理解を得るためにはこれからも努力しますし、努力させます。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	

		<p>しかしながら、やはり、何回も言いますけれども、全く関係のない、たったその席、ポストについただけで処分を課される職員の身になると、また非情なところもあるのかなという気もしておりますし、大変苦しい立場もわかってほしいなと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	佐々木議長	3番。
	3番 (平野敏彦君)	<p>それでは、大きい第2点目に入らせていただきます。</p> <p>町の寄贈物品の管理についてであります。</p> <p>町には、本庁舎・分庁舎、それから小中学校、図書館、公民館等々、各方面からの寄贈物があると思います。病院も含めまして、この内容把握がちゃんとなされているかどうか、まずお聞きいたします。</p>
答弁	佐々木議長	答弁を求めます。町長。
	町長 (成田 隆君)	<p>それではお答えします。</p> <p>本庁舎の寄贈物については、絵画17点、版画2点、書3点、写真3点、そのほかテレビ・置物など8点で、合計33点であります。</p> <p>分庁舎の寄贈物については、絵画6点、版画1点、書1点、そのほか置物・剥製など7点で、合計15点であります。</p> <p>これらの寄贈物は、各庁舎のロビーやホールの壁面、応接室等に展示しているところであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	佐々木議長	3番。
	3番 (平野敏彦君)	同じく小中学校、図書館、公民館等の寄贈物について、病院と合わせてお聞きします。
答弁	佐々木議長	教育長。
	教育長	お答え申し上げます。

	(袴田健志君)	<p>学校関係につきまして、全部調べ上げているんですが、時間の関係で、小中学校合わせまして台帳で把握しているのは571点、実に膨大です。</p> <p>続いて、社会教育施設についてであります。公民館等にはほんの数点ずつ、大山将棋記念館には533点。なお、全て社会教育施設については、それぞれの施設内に収蔵しておりますが、なお議員ご質問の趣旨と思われ、いわゆる高価な美術品等に限定しますと、大山記念館以外は極めて少数であります。</p> <p>以上でございます。</p>
	佐々木議長	3番。
質疑	3番 (平野敏彦君)	病院も。
	佐々木議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	<p>それでは改めまして、また答弁します。</p> <p>病院に関する寄贈物については、絵画4点、車いす3点、注射台2点の合計9点であります。</p> <p>なお、平成9年に当時の黒滝眼科より寄贈を受けました中古品の眼底カメラにつきましては、平成20年9月、老朽化によりカメラを更新した際に廃棄処分をしております。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長	3番。
質疑	3番 (平野敏彦君)	<p>八戸市でも16点が所在不明となった問題で、実際9点が紛失されていたとあります。台帳管理のずさんさも露呈し、寄贈者におわびをしたというふうな、新聞で掲載されております。</p> <p>やはり、こういうふうなことからいきますと、寄贈物品の管理台帳、教育長が言いましたけれども、小中学校においては571点、そういうふうな膨大な数にのぼっているなんていうふうなこともあります。</p> <p>時間の関係で続けて6番も一緒に質問しますけれども、この管理台帳によって、今度はその処分の方法、大体何年、例えば、ど</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>ういうふうな形で処分するのか。その基準があるかどうか確認をしたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。町長。</p> <p>4番からまとめて答弁します。</p> <p>寄贈物品の管理規程についてでありますけれども、寄附採納事務の取り扱いに関しまして定めて規程や要綱等を制定していないのが現状であります。よって、寄附を受けた課でそれぞれ処理しているところであります。</p> <p>今後は、寄附採納事務の取り扱いを定めた規程・要綱等を整備し、統一した考えで管理していきたいと考えております。</p> <p>寄贈物品の管理台帳につきましては、小中学校の一部及び児童館、大山将棋記念館においては台帳が存在しておりますが、それ以外の部署には台帳がない状況であります。</p> <p>先ほども答弁しましたように、今後整備予定の規程・要綱等の中に台帳整備の規程を設けるようにしていきたいと考えております。</p> <p>それから、6番に対しましてです。</p> <p>今後整備していきます寄附採納事務の取り扱いに関する規程・要綱等で寄贈物品を処分する際の手続も検討していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>時間がないようですので、これが最後になると思いますが、私はこの寄贈者の意思を十分尊重しながら、台帳整備、それから、いろいろな規程・要綱、こういうふうなものをきちっと整備すべきだと思います。</p> <p>担当者もかわり、いろいろな人が異動することによって、その寄贈されたもののなぜ寄贈になったのかとか、何の意味があるのかというふうな部分が欠落しているのではないかと。やはり、台帳整備をしっかりと、その寄贈した人の思い、意思、そういうふうなものをきちっと記録にとどめながら管理をしていくという</p>

		<p>ふうなことが大事ではないかと思えます。ぜひそういうふうなものを含めた形で、規程なり要項を整備するように要望して、ちょっと時間が全然足らなかったんですけれども、時間ですので、あとの3番、4番は残念ながら質問できません。</p> <p>終わります。</p> <p>議長、要望がありますけれども、私より答弁を長くしないように、次回からはぜひご指導いただければ幸いです。</p> <p>以上で終わります。ありがとうございました。</p>
	佐々木議長	<p>これで3番、平野敏彦議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで2時40分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時30分)</p>
	佐々木議長	<p>休憩を取り消し、会議を開きます。</p> <p>引き続き一般質問を行います。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時40分)</p>
	佐々木議長	<p>4席、1番、高坂隆雄議員の一般質問を許します。1番。</p>
質疑	<p>1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>質問に入る前に2点申し上げます。</p> <p>3月前の9月議会においての町の答弁についてであります。</p> <p>1点目、私の一般質問、町と町内会のかかわりについての中で、質問、「町広報誌で町内会加入の啓蒙活動をしているが、効果はどうか」に対し、町長答弁は「町広報誌による町内会加入の啓蒙活動はこれまで行っていません」でありました。</p> <p>しかし、平成22年7月発行の町広報誌に、「町内会に加入しましょう」と2ページにわたり記事が掲載されていますので、これは立派な啓蒙活動の1つであると思えます。訂正をしていただきたいと思えます。こちらです。</p>
	佐々木議長	<p>あのですね……</p>
質疑	<p>1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>今、答弁は要りません。</p> <p>2点目、交差点改良と歩道整備についての中で、おいらせ町消防署分遣所の購入用地の平米単価1万1,700円の決定の根拠を質問したところ、まちづくり防災課長は「路線価9,450円は実売価格の7割だから、それを10割に割り戻した」と回答さ</p>

	<p>れました。</p> <p>路線価9,450円を10割に戻しますと1万3,500円ありますから、再度確認をしましたら、まちづくり防災課長は「鑑定路線価を参照して、現状を見、その段階で鑑定路線価イコール契約額にするか、もしくは地権者との話し合いの中で総合的に、最終的に1万1,700円で妥結した」と回答がありました。</p> <p>納得のおける答弁ではなかったもので、情報公開制度によって行政文書の開示請求をしましたところ、交渉伺いの起案書の中で、その根拠が明らかになりました。</p> <p>面地原票による評価額を、正面路線価9,450円に不整形補正0.87を乗じて平米単価8,221円を算出し、実売価格の算定を平米単価8,221円割る0.7で1万1,744円を算出し、現行を加味し、実売価格に近い1万1,700円で交渉したいとありました。</p> <p>担当課長として、議会における議員の一般質問に対する答弁としては、いささかお粗末だと思います。以後、十分に気を配った適切で誠意ある答弁を求めます。</p> <p>それでは、通告に従いまして、一問一答方式により質問をさせていただきます。</p> <p>1つ目であります。二の川の水質について。</p> <p>水質汚泥による河川の水質悪化の対応を問うものであります。</p> <p>二の川の水質については、さきの9月議会の一般質問で確認をいたしました。町長の答弁では、「二の川の管理は県が行っており、県では毎年主要河川とその河川に影響を与える川を対象に水質検査を実施しており、二の川はその対象河川となっていない。ことし4月に二の川で泡の発生があり、県の水質検査を実施したところ、異常がなかったと聞いた。さらに、二の川の河口の二川目沖、1キロメートルの海域について、過去5年間の結果は基準値を超えたことがなく異常がないとのことから、二の川の水質については問題ないものと認識している。なお、町では、河川の管理に係る相談等があった場合には、現地確認し、必要に応じ、県に調査依頼しているし、今後も県と連携し、二の川の環境保全に努めていきたいと考えている」と答えられました。</p> <p>私から、「地域住民は以前から悪臭が続いていたと話し、私も現地を数回確認した。最近では、比較的きれいな水が流れている</p>
--	--

		<p>が、以前は、特に夜、茶色の液体が流れていたこともある。水資源は非常に大事だと思うので、今後、もしも異常を確認した場合は、速やかに町としても対応してほしい。地域住民の安心にこたえるためにも、よろしくお願ひしたい」と要望しました。</p> <p>9月議会は9月5日開会でした。議会開会の2日ぐらい前から比較的きれいな水でしたので、事業所が改善に向かってくれたのかなと安堵しておりましたが、議会終了後、9月下旬から再び、時折、茶褐色の汚泥混じりの水が流れてきております。現在も続いております。</p> <p>10月1日もそうでしたので、水質事故の届けを青森県に対して行い、午前11時過ぎに現場の採水と検査を実施する運びとなりました。</p> <p>検査結果は、浮遊物質量の不適合で、県から事業所へ指導があったと聞いております。</p> <p>公害防止協定は、公害を防止するための協定で、あらかじめ講ずべき措置及び公害が発生した場合の措置に関して必要な事項を定め、地域住民の健康の保護と環境の保全を目的に、町と事業者間で締結しています。もはや公害ではないでしょうか。町としての対応はどうなっているのか、お尋ねします。</p> <p>佐々木議長</p> <p>答弁を求めます。町長。</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> <p>4席、1番、高坂隆雄議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>ご質問の件につきましては、9月定例会においても答弁しているところではありますが、二の川の水質汚泥について、本年10月に排水基準が適用される特定施設において、二の川に汚泥が放流されているとの通報があり、県で排水の水質検査を実施したところ、1つの項目が排水基準を超過しておりました。</p> <p>このため、県では、事業所に対し、改善勧告を行い、水質改善計画の提出を求めました。</p> <p>これに対し、事業所から水質改善計画書が提出され、現在は計画どおり改善されております。</p> <p>また、県の検査後、3度実施した事業所の自主測定の結果では、いずれも排水基準を満たしていることが確認されております。</p> <p>県では、今後とも引き続き、随時立ち入り調査を行うなど、改</p>
--	--	---

		<p>善状況の確認をするとともに、排水基準の遵守について指導していくことを確認しております。</p> <p>町では、この間、県からの情報により、現地確認をし、事業所に対し、早期改善を依頼しております。</p> <p>今後も、県と連携し、二の川の環境保全に努めていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>1 番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1 番。</p> <p>汚水と消毒薬の塩化ベンザルコニウム等で水質が悪化されていると話す人もいます。塩化ベンザルコニウムの安全性を調べたところ、安全性として、魚や水生無脊椎動物や鳥類に対して毒性を示すとあります。</p> <p>今、二の川で魚が住まなくなったというお話も聞いておりますが、そのためとは考えられませんか。ここにある水が採取した水でありまして、これは沈殿してあります。こういうすごい茶褐色の水が流れております。</p> <p>春に泡が立ったということで、県も検査はしたみたいですが、これもやはり消毒薬が、成分等はわかりませんが、消毒薬が影響しているのかと思われまます。</p> <p>県の検査では、検査結果をいただいておりますが、こちらの検査の項目は非常に少なく、確かに1点、「浮遊物質量が不適合」という指摘ではありますが、他の有害物質等は検査しておりません。したがって、県に全て任せることではなくて、町としても、やはり長期間にわたって地域住民も懸念しておりますので、ぜひここは水質検査をしていただけないものかと思います。</p> <p>公害防止協定の目的にありますように、地域住民の健康の保護と環境の保全のために、町としてよりよい、より詳しい水質検査をお願いしたいと思っております。いかがですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>環境保健課長 (小向道彦君)</p>	<p>答弁を求めます。環境保健課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、特定施設における測定的项目ですけれども、これは特定</p>

		<p>施設の業種ごとに自主測定及び報告項目が定められておりますけれども、その項目は生活環境目的が13項目、あと有害物質が28項目あります。その中で、当該施設で報告する事項は、その生活環境目的の4項目ということで、有害物質は当該施設からは、その28項目は出ないというふうなことで考えております。</p> <p>あと、川の水質検査ですけれども、県のほうに川の水質検査のほうをお願いできないかどうか確認しましたけれども、二の川については基準がないこと、あと河川の測定は測定場所を定めて複数回やるということで、現在のところは測定できないとのことであります。</p> <p>あと、町のほうですけれども、その何をどういうふうにごどこで測定すればいいかということがありますので、現在のところ考えておりません。</p> <p>以上でございます。</p> <p>1 番。</p> <p>ただいま課長の答弁によりますと、化学物質等はないと考えているということでしたが、これは検査してみないと出るか出ないかわからないものだと私は思います。</p> <p>過去に、もし検査したとしても、どういう時期にどういう水質を検査したかによるんだと思います。</p> <p>現在、これに化学物質が入っているかどうか、それはわかりませんが、ただどちらにしても、泡が非常に立つとか、こういう汚泥が流れているとか、消毒剤が使われているという情報が流れていますので、やはり、ここは住民の安心安全のため、環境保全のため、調べてみるのも町として取り組んでいいものと思います。</p> <p>例えば、高瀬川水系の水質汚泥対策連絡協議会なるものもあります。ここには、おいらせ町も構成機関として入っております。ことし6月に会議も開催されておりますが、通告にはありませんが、この会議に出席したか否か。それと、出席したとした場合、どういう話し合いが行われたか。答えられる範囲でぜひお願いしたいと思います。</p> <p>環境保健課長。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>1 番 (高坂隆雄君)</p>	
	佐々木議長	

<p>答弁</p>	<p>環境保健課長 (小向道彦君)</p>	<p>お答えします。 会議のほうには出席しておりますけれども、内容については、ちょっと今説明するほど記憶にありません。 以上でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長  1 番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1 番。  これは例えて言うんですが、高瀬川水系の関係は、高瀬川水系の河川、小沼及び水路等について水質汚泥対策や河川環境保全に関する関係機関相互の連絡調整を図ることを目的に、昭和55年に発足しております。ですから、これは高瀬川なんです、この二の川についても、いつまでも県任せで、あとは町は水質検査等もしないという考え方で行くと。けれども、一方では、非常に環境問題等住民の不安もぬぐい切れなくしているわけですから、やはり、町として何らかの対策を練っていいのではないかと思います。 ぜひ検討をしてもらえないか、町長からお尋ねをします。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。町長。  今、担当者がお話ししたとおり、県に要望するというのが第一でしょうけれども、しからば県任せでいいのかというのが高坂議員のご指摘だと思いますけれども、これからは私を初め、県当局にはもう少し詳細にわたりまして検査できないものかどうか、要望しながら、今後どうすればいいかということを考えていきたいと思っております。 それから、高瀬川の協議会みたいなものがありまして、正式な名前はここでちょっと話せないんですけれども、東北町が主体となって小川原湖の水質を改善しようとか、護岸を整備しようという部分で協議会を持っております。そして、うちの場合は古間木川から水が行って、その上流に農排の排水があるので、協議会に出て水質検査等をして、きれいな水を流してくれよなということでありました。改めて、我が町からは要望を出したことはありません。ただ、小川原湖の水質が、何ですか、局所的に深いとこ</p>

		<p>ろがあって、そこには富栄養化というんですか、余り対流しない箇所があって、その水を入れかえすれば問題が解決するでしょうけれどもというような話はされていることは記憶しております。</p> <p>ですから、改めて我が町からは要望していないのが実情でありますし、また、それに関連しまして、二の川もどうしたらいいという感じになろうかと思えますけれども、私、ここで今高坂議員に「どうすればいい、答弁せい」と言われましても、担当課のほうはどういう対応をしているか、まだ全面的に詳細には把握していないもので、軽急には担当課長は頭越しには答弁できないんですけれども、これからも県には要望していきますし、今以上に強く働きかけをするとともに、排出者ですか、もし水質を汚しているという業者さんが特定されれば、多分ここだろうというのは大体わかっていますけれども、まだ特定されていなければ、特定された場合はその町との公害防止協定がたしかあるはずですから、そういうことも含めて、詳細に検討しながら対応していきたいと考えております。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>1 番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1 番。</p> <p>ぜひ前向きにお願いをいたしたいと思います。</p> <p>特定されていないと言いましたが、特定はされていると思います。なぜなら、その事業所から排管を通じて二の川に落ちるところで採取したのがこれですので、それ以外の箇所があれば、複数事業所があるということだと思いますが、まず私が言っているのは、前回から、9月から言っているのはその事業所1点であります。</p> <p>次の質問に入ります。</p> <p>地域の元気再生定住促進条例の制定についてであります。</p> <p>去る11月11日の議会全員協議会での説明によれば、事業名、(仮称)おいらせ町地域再生子育て定住バンザイ事業おいらせ町地域の元気再生定住促進条例の制定について(案)で、おいらせ町内を5つの小学校区に区切り、当該2小学校区に住宅を新築購入、または戸建て住宅の賃貸により定住する子育て世帯に対し、地域の元気再生定住促進助成金を交付することにより、児童数及び人口の減少を抑止するとともに、町内の均衡ある発展を図</p>

		<p>り、豊かで活気に満ちた地域づくりを推進し、もって町外からの転入促進と町外への転出防止、そして、空き家対策を図ることを目的として本条例を制定するとの内容でした。</p> <p>そこで、以下数点について確認をしておきたいと思います。</p> <p>1つ目、人口推計から見た人口減の地域に助成金を交付して定住促進を進める条例の制定であります。当町を5つの小学校学区に区切り、そのうち2カ所の小学校学区を対象を限定した理由は何でしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町では、自治基本条例に基づき、町内会よりも大きい小学校単位を基本とした住民自治組織活動を推進しております。</p> <p>この住民自治組織は、自発的な地域コミュニティ活動や地区の特性に合ったまちづくりを進める上で必要な計画の策定を行い、活動するなど、住民自治の推進に向けた取り組みが期待されているもので、この住民自治組織の制度を基本とした小学校区の枠組みとしたところであります。</p> <p>次に、2点目、下田小学校区と甲洋小学校区の2小学校区を限定した理由についてですが、この2小学校区は他の3小学校区と比較し、人口と世帯数が少ないということがあげられます。</p> <p>さらに、人口構成においても、若い世帯の割合が少ないという状況にあり、今後も人口減少が進行することが予想され、このことにより、小学生の児童数もますます減少すると見込まれております。</p> <p>したがって、この2小学校区への人口誘導策が喫緊の課題であると判断し、また、私の4年前の公約においても検討課題としていることから、人口減少に歯どめをかけるべく、施策の1つとして、今定例会への条例提案に至ったところであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>1番</p>	<p>1番。</p> <p>再質問であります。当然、1つの小学校区内には複数の町内</p>

答弁	(高坂隆雄君)	<p>会が存在します。助成金対象の人口減とされる2小学校区内にも、ふえている町内会もあれば、逆に助成金対象外の3カ所の小学校区内には人口減の町内会もあります。</p> <p>目的の中に、町内の均衡ある発展を図り、豊かで活力に満ちた地域づくりを推進し云々とありますが、町内会単位で見た場合の均衡ある発展を図ることについてはどう考えますか。</p> <p>もう1つ、区切りを小学校学区とするのが妥当なのか、地方自治体のおいらせ町だから町内全体を対象とするのが妥当なのか。別の区切りが考えられるのか。重複しますが、この2つをお尋ねします。</p>
	佐々木議長	企画財政課長。
	企画財政課長 (小向仁生君)	<p>お答えいたします。</p> <p>まず1点目の、小学校区に複数の町内があつて、減っている町内もあればふえている町内もあるというふうなことで、その町内会の取り扱いということだと思います。</p> <p>確かに、そのように57ですか、58ある町内会をそれぞれにこういう制度を当てはめてというふうなことも考えました。ただ、そういった場合に、余りにも町内数というか、戸数が多くて、いろいろな事務作業を進める上において、いろいろな手続が膨大になっていくんだろうなというふうなことで、最小限、先ほど言いましたように、小学校区単位というふうなものでとどめ置いたというところであります。</p> <p>それから、小学校区と町全体でというふうな誘導ですね。定住のその方法がなかったのかというふうなことなんですけれども、その考え方といたしましては、先ほど町長も言いましたように、そこの人口が減るだけではなくて、特に小学生の数が減ってきていると。前回お示しした資料の中にも、向こう6年、7年先の小学生の入る人数が非常に少ないというふうなことがあつて、そういう意味では、小学校を存続させるというふうな意味もございませう。</p> <p>町長も言いましたように、複式学級、これは先般、教育長はまだまだ先の話であると言いましたけれども、いずれはそういう状態になるんだろうというふうな考えて、それで小学校区単位にし</p>

		<p>たというふうなことであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	佐々木議長	1 番。
	1 番 (高坂隆雄君)	<p>次に、議員全員協議会の資料では、平成35年度までの町全体の人口推計と、5カ所の小学校区の推計を出しています。全年齢の人口減は、小学校区5カ所のうち4カ所であり、ゼロ歳から14歳、15歳から64歳までの人口減は、5カ所全部であると推計されています。</p> <p>10年間の推計を出している中であって、5年間の時限立法としたのはなぜか、お尋ねします。</p>
答弁	佐々木議長	答弁を求めます。町長。
	町長 (成田 隆君)	<p>お答えします。</p> <p>今定例会に提案しております条例案については、平成26年4月1日から施行し、平成31年3月31日までの効力とする内容としておりますが、これは、第1次おいらせ町総合計画の計画期間と整合性を図るために5年の期間としたものであります。</p> <p>また、社会情勢と地域や町の状況を踏まえながら評価をし、条例の見直し等を検討するために、時限付きの条例として提案したところであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	佐々木議長	1 番。
	1 番 (高坂隆雄君)	再質問であります。5年間の効果をどのように検証し、また、その5年間の年次計画はどう見積もっているのかお尋ねします。
答弁	佐々木議長	答弁を求めます。企画財政課長。
	企画財政課長 (小向仁生君)	<p>お答えをいたします。</p> <p>5年間の実施結果の効果でありますけれども、今行っているのは、総合計画の後期計画を策定中であります。その際に、前期計</p>

		<p>画においてどのような点に町民が不満を持っているのか、意見を持っているのかというアンケート調査、それから、住民懇談会等々を行って、意見を吸い上げております。</p> <p>そういう試みを、次、また5年後には、今度は第2次の総合計画が策定されていくわけですから、その際にそのような要望を取り入れる、そして、それを検証するという作業が同時並行で行われるというふうに考えております。</p> <p>それから、年次計画なんですけれども、この5年間のうちで全体的な数は今のところ出しておりません。ただ、次年度においては2件ないし3件の世帯が入ってくるものとして予算を計上しようかというふうなところで、今、見積もっている状況であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>1 番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1 番。</p> <p>次年度2、3件を想定しているということは、次年度というのは、この条例が施行された平成26年度ということで理解してよろしいですか。はい。</p> <p>では、次の質問に入ります。</p> <p>住宅取得等助成金（基本助成）は、新築住宅の場合、土地及び住宅の取得費経費総額の10%上限で150万円、中古住宅の場合、同じく土地及び住宅の取得経費総額の10%で上限100万円、戸建て住宅の賃貸の場合、1年経過後12万円、2年経過後12万円、3年経過後12万円、合計36万円。</p> <p>次に、子育て世帯助成金（加算助成）であります。加算助成として中学生以下の子を扶養する場合、子供1人当たり20万円、上限なしとなっています。子供3人以上では、200万円を超えることが想定されます。それぞれの金額に決定したその根拠を示してください。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>現在、県内の各市町村においても定住促進への取り組みが展開されております。事例を申し上げますと、十和田市では、中心市</p>

		<p>街地への定住を目的に、新築住宅に対し100万円を上限とした助成を、七戸町では、町外からの転入促進を目的に、新築住宅に対して100万円を上限に助成を、また、弘前市では、中古住宅の購入に対して50万円を上限に助成しています。</p> <p>本定例会で提案いたしました条例案の助成額の検討に当たっては、こうした県内市町村の取り組み状況と、全国的な取り組み状況を勘案し、新築では150万円、中古購入では100万円と、それぞれに50万円ずつ上乘せし、県内では最高額となる優位性を強調することで、当町への定住を強力に推し進める効果があると期待し、決定したものであります。</p> <p>なお、先ほど、子供の人数に対する加算は、通告にはなかったように記憶していますので、改めて今、担当課長から説明いただきますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。（「いいです」の声あり）</p> <p>佐々木議長</p> <p>1番 (高坂隆雄君)</p> <p>1番。</p> <p>再質問であります。</p> <p>六戸町では、定住促進事業として、平成22年から平成26年まで、若年定住支援事業を実施し、昨年度、平成24年度から平成26年度までの2カ年の事業として、定住促進新築住宅建設補助金を実施しています。</p> <p>先行した若者定住支援事業は、民間賃貸住宅に入居する若者夫婦世帯に対する家賃に対しての一部を補助する事業で、月2万円を超えた部分の家賃を補助するもので、限度額は2万円であります。</p> <p>昨年度から始めた定住促進新築住宅建設補助金は、定住を目的として、新築住宅の建設を行う方に対し、住宅建設の一部を補助するもので、土地購入費や外構工事等の付帯工事費等は除かれています。</p> <p>新築住宅建設費の3%、限度額50万円、若者夫婦加算分10万円で、計60万円が最大でありまして、実績として、今年度は11月末現在で39件、2,023万円、予算執行率79.33%です。</p> <p>当町の本条例が今議会に提案されていますので、変更ないまま</p>
--	--	---

		<p>可決されて、来年4月、施行された場合、単純な比較をしますと、3倍から4倍以上の補助金の交付でありますから、予想を上回る件数の応募が考えられると思います。</p> <p>そうなることは目的にかないますので、喜ばしいことですが、一定のところでは予算制限で交付なしになったとすると、期待を裏切ることになりますので、その辺の予算措置は大丈夫なのか、町長にお伺いします。</p>
答弁	佐々木議長	答弁を求めます。企画財政課長。
	企画財政課長 (小向仁生君)	<p>お答えいたします。</p> <p>確かに、その20人、30人という世帯が来ますと、それ相当の金額になっていくというふうに考えます。それはそれでうれしい悲鳴でございますが、その効果というものは、経済的な効果、それから町に対する税金の効果、それから交付税の効果等々がいろいろな意味で入ってまいります。それを10年間続けると、それ以上の効果が生まれてくるんだろうというふうに推計しているところであります。</p> <p>よって、この助成は、人数で制限をかけることなく全てに支給したいというふうに考えております。</p>
質疑	佐々木議長	1番。
	1番 (高坂隆雄君)	<p>人数に制限なく対応したいということですので、それはそれで結構なことだと思います。</p> <p>ただ、初年度の計画では2、3件を見込んでいるということですから、多分、そうすると、2、3件分の予算措置しか盛らないのかなと思いますから、ぜひ、もしその条例が可決施行された場合には、期待を裏切ることなくその方向で予算措置をお願いしたいと思います。</p> <p>次に、おいらせ町内にあつて、他小学校区から助成対象の2小学校区に新築または中古住宅取得の場合にも助成することになりますと、私は、ますます不公平感が増大すると推測いたします。</p> <p>そこで、当町全体の定住人口増加策として、町外からの転入を促す制度に改め、助成対象区域を全域に広げて定住促進条例の内</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>容を変更する考えはないかを問います。</p> <p>答弁を求めます。町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>本定例会に提案いたしました条例案の趣旨は、小学校区のうちで、特に人口や世帯数が少ない2小学校区に対して、地域の活力を与え、子供の数や子育て世帯数をふやすという目的であるため、現在のところ、この条例の対象とする範囲を他の小学校区に拡大する予定は考えておりません。</p> <p>しかしながら、日本全体が人口減少時代に突入した現在、当町全体の人口問題に関しても、今後取り組むべき事項であると考え、町総合計画の後期基本計画においても、定住施策や子育て対策は重点的に取り組むべき事項として、改めて計画に盛り込み、具体的な取り組み事業の検討を行うことといたしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1番。</p> <p>再質問であります。ある自治体では、定住促進計画を作成し、計画の策定要旨、現状と課題、施策の体系、方向をまとめ、対象者を市内に居住するために住宅を新築購入された方には助成金10万円、新たに転入し住宅を取得された方には20万円などとしています。自治体によっては、もっと高額な助成金の支給をするところも当然あります。</p> <p>当町の本条例案は、8月に総務文教常任委員会で審議をしたものの承認までには至らずにいましたので、一度議員全員協議会での説明を取り下げた経緯があります。再度、委員会で審議するものと思っていましたところ、それはなくて、さきの11月11日の議員全員協議会での説明となりました。</p> <p>審議は十分とはいえませんが、次の段階は、今議会へ提案してありますので、可決か否決しかありません。では、常任委員会の役目はなんだったのでしょうか。一度説明をすればそれでよい、アライづくりという考え方なのでしょうか。</p> <p>調べましたら、定住促進施策には多種多様な決め方があるよう</p>

		<p>です。本条例案の進め方では、他自治体の実施例も示されず、定住促進計画もまとめずに、常任委員会や議員全員協議会での審議が十分といえなくても、条例制定へ向けた流れとなっております。</p> <p>おいらせ町総合計画後期基本計画の中に、この定住促進事業が入っているとのことですが、その後期基本計画素案は、今議会が終了してから説明会があるようです。本来は、その計画を審議、承認してから、それに基づいて具現化すべきと思います。</p> <p>物事の進め方が不親切ではないでしょうか。</p> <p>津波避難タワー整備計画、本村地区農道整備事業、おいらせ消防署北分遣所建設について、地元住民からの意見要望を聞く機会を設けない、町消防団下田5分団屯所施設先の一方的な選定の進め方、町・地域の元気再生定住促進条例の制定についてなど、最初から結果ありきのようで、地域住民の声も、議会での議員の声も余りに遠い感じがしております。</p> <p>町長の日ごろおっしゃる町民目線と、私が思う町民目線には大きく開きがあるように思います。</p> <p>本条例の制定までの進め方について、どうお考えなのかお尋ねしたいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>まずもって、ご指摘いろいろ多種彩々例を挙げてお話ししましたけれども、本日のこの一般質問に関しましてだけ申しますと、常任委員会で説明をし、こうしたらいいでないか、ああしたらいいんでないですかという委員会の指摘、要望等を聞きあるいは参考にし、そしてまた全員協議会で説明をし、そしてまた不備な点あるいは改善点があるということでご指摘をして、それをできるだけ民意に沿うようにということで、町民目線ということで議員は町民の代表であると思いますので、そういうことで意見を聞きながら提案しておりまして、最終的には常任委員会で決定、全員協議会で決定ということ、満場で決定ということはなかなか個々考え方も違うので、難しい部分もあろうかなという思いがしております。</p> <p>最終的に議会というところで決定してもらわなければ、幾ら常</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	

		<p>任委員会、全員協議会で決定くださっても、また本会議で意見が出るということになりますと、なかなか難しいということで、全員協議会あるいは常任委員会にお諮りしたわけでありまして、最終的には本定例会が最終的な決定機関でありますので、ここで決めてもらうのが法律的に認められるということになるかと思っておりますので提案しておりますので、もし途中経過が手抜きであったのではないかという批判があるとすれば、それは甘んじて受けなければなりませんけれども、本定例会に議案として提案しておりますので、明日の審議においてご決定くださるよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>佐々木議長</p> <p>1 番</p> <p>(高坂隆雄君)</p> <p>1 番。</p> <p>町長のお答えは、全協でも説明しましたと。委員会でも説明しましたと。満場一致はないから、今回の本会議で審議していただいて決定するという流れだということですが、確かに 11 月 11 日の全協では説明がありましたし、質疑もありました。</p> <p>けれども、議員数名の質疑の中では、なるほどなという意見を申された方もおりますが、今回の条例案にはそれが反映されていないなと思っております。</p> <p>また、8 月の常任委員会では、これは私の意見でありましたが、やはり、不公平感が生じるので、全町を対象にして額を少なく、そして、その 2 地区については加算という方向で進めてはどうかという提案をしました。それであれば、受けはもうちょっといいのかなと思ったからであります。しかし、そういった回答というか、意見を取り入れて改善したという形跡は見られません。</p> <p>したがって、説明はしましたよ。だけれども、意見は聞いたけれども、反映させないというスタイルにしか見えない。少なくとも私はそう思いますし、若干、議員の方からも意見を伺うと、そのように感じている方もおるようです。</p> <p>次の質問であります、先ほども例に挙げましたが、お隣の六戸町では、当町よりも先行して定住促進事業を施行して実績をあげられております。</p> <p>六戸町内にあっても、人口の減っている町内会や地域小学校区などあるかと思ひますが、助成金の対象は町内全域でありま</p>
--	--	---

		<p>す。</p> <p>日本国は、少子高齢化の時代へ突入していますので、東京都などは例外として、全国のほとんどの自治体は人口が減少していく予測となっております。</p> <p>たとえ、町外からの転入者を呼び込みたいとして助成金制度、近隣の各自治体が設けたとすれば、結局は条件競争のようになり効果を疑うことも十分に考えられます。なぜなら、広域の絶対人口数が減少するからであります。</p> <p>当町は、地の利がいいことは今までの人口増が物語っておりますし、3市の中でベッドタウン化して住宅がふえたことは大いにあると思います。</p> <p>小さな町に2つの駅、2つのインターチェンジ、そして大型ショッピングセンター。平成の大合併によって、県内1位の人口の多い町となり、小さくてもきらりと光る町を目指し、町名は全国的にも知名度のある「おいらせ」、町章は珍しい仮名を文字ったもの。小中学校を初めとして、教育施設の整備充実が進められてきて、やはり、町外からは魅力を感じるものがたくさんあつての住宅増と人口増につながってきたものと思います。</p> <p>全国的にしばらく続く人口減少の中、助成金でここに住んでくださいといっても、効果はあつたにせよ一過性で終わるようにも終わりますし、ですから、根本的なことに取り組みなければならないと思います。</p> <p>これからのまちづくりにおいて重要なのは、若者が働く場を多くつくるより道はないと思います。</p> <p>1 番議員、質問の要旨に沿って発言を願います。自分の私見とか、それは余り交えるものでは、一般質問はございませんので、自分の要旨に沿ってご質問を願いたいと思います。</p> <p>1 番 (高坂隆雄君)</p> <p>議長、ちょっとこれは確認なんですが、多くの方の一般質問の中では、やはりそれぞれの議員の考え方も申し述べながら質問をしていると思います。</p> <p>私は私なりの考え方で、この質問要旨に従って質問しているつもりですので、逸脱はしませんので、もうしばらくお願いできますか。</p>
--	--	--

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>1 番 (高坂隆雄君)</p>	<p>時間もあることはありますけれども、やはり、本題に沿って手短かにまとめて、答弁側も素直に答弁できるような、お互いにディスカッションするときはそれが1つのルールかと思しますので、私のほうで一応注意をしておきます。どうぞ。</p> <p>やはり、これは、持ち時間が1時間と制限されていて、それなりの計画を立てながら質問をしているわけですから、一部後ろからも問題ないんじゃないかというお話もありますから、ぜひ議運なんかでこれは検討していただきたいと思います。</p> <p>続けます。</p> <p>町長は2期目を目指すと表明されました。行政執行責任者として町が計画しているものが進んでいない部分もあります。このことは残念でなりません。行政の停滞は許されないことだと思います。</p> <p>定住施策としてさまざまな施策を展開してきていると、資料の中にありますように、ある意味で、種々の政策は定住促進につながっているといっても過言ではありません。その1つが加わったに過ぎないといって、当町独自の定住促進事業を進めたいという意気込みはわかりました。しかし一方では、不公平感もあり、金額を含めての再検討も必要であると思います。</p> <p>町内全域を対象とする定住人口増加推進事業に変える考えがないのか、もう一度と、これからのまちづくりにかける若者の働く場合の確保をどのように施策に反映させるお考えかの意気込みもお示しいただければ、指標になると思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>まずもって、大変長くなって、質問要項が何項あるか、2つでよろしいですか。</p> <p>まずもって、先ほど来、不公平不公平という言葉が何回も出ております。しかしながら、国策、県の政策、町の政策、もしかするとほとんどが不公平で成り立っているのかなという気がしております。</p> <p>先ほど、朝一番に質問した松林議員も、「洋光台にだけ何であ</p>

んなに助成するんだ、お墓も値切ってもいいんでないか」というお話もありました。しかしながら、売れなければ、それは政策としてやるということもありますし、今の場合も町内全域を公平にもしやるとすれば、政策を、逆に要らないのではないのかなど。黙っていても北部はまだふえると思います。しかしながら、甲洋小学校あるいは下田小学校区にはなかなか家は建ててくれないし、子供はふえてくれないのが実情でありまして、やはり、そういう弱いところ、劣っているところを少しでも救うあるいは手助けをするというのが行政の役割でないのかなという気がしております。

少子化対策、老人対策、障がい者対策、そういう部分でも一律にはどこもやっていないし、どういう政策でもそういうのはない。やはり、弱いところ、劣っているところに手助けを入れるのが政策の仕事で、金持ちを救わなくても金持ちはもう自分で生きていけるのが世の常であろうかと思えます。

また、先ほど来、議員の提案が1つも入っていないというような全員協議会の意見ですがという話もありましたけれども、それはそれとして、この政策、この条例にはなじまないで、後でこれは子育て対策あるいは空き家対策という政策を別に設けて対処しようという相談を今考えておりまして、もしかすると、また初耳だということもあろうかもしれませんが、そういうことも含めて、人口増加対策とする部分では子供3人以上あるいは4人以上になったら、また別な方法で対処したほうがいいのかないのかなということも、今、事務方と相談しながら別なことを考えておるとのことです。

そしてまた、少し話がわきにそれますが、(「もういいです」の声あり)説明しないとわからないかもしれませんから、空き缶対策も2円が5円になり10円になり、そのおかげで大変缶が集まりあるいは町内会が潤っている、あるいはごみが減少につながったという部分もあります。これは議会の提案でありまして、できるだけこの辺でやっていないように政策したほうがいいのか。あるいはソーラーもそうです。よそにないぐらい助成したらいいのではないのかなというのは、これはたしか柏崎議員の提案であったと思えます。そういうことで政策を打ちましたら、やはり、補正補正というほど、ソーラーパネルをつけてく

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>1 番 (高坂隆雄君)</p>	<p>れる方があって、これも最初からつけている人にすれば不公平な政策かもしれません。しかしながら、政策というものは、国の政策にのっとったような対応をするのもまた仕事かなと思っております。</p> <p>また、北部地区にも助成するあるいは南部にも助成するといえますけれども、北部地区にも新築住宅には合併浄化槽ですね。これもたしか今年度だと思えますけれども、助成しております、大変喜ばれております。</p> <p>そういう部分でなかなか行政が公平、みんなに2万5,000人に平等にというのは、政策として成り立たない部分があるのかなという気がしております。</p> <p>そういうことで、やはり、不公平であってもやるべきことはやらなければならないのが行政の仕事かなと思っております。</p> <p>1 番。</p> <p>るご説明がありましたが、私が質問したのは2点と先ほど言いました。</p> <p>それは何かというと、人口増加促進事業に変える考えがないのかというのが1つと、これは変える気がないということですから、それで結構です。</p> <p>それから、若者の働く場の確保はどう考えているのかということでしたが、そちらは答えになりませんでした。</p> <p>次の質問に入ります。</p> <p>具体的な質問を3例伺います。担当課長で結構ですから、お答えください。</p> <p>今回、条例制定する助成金対象の小中学校区に実家のある40歳未満の若者夫婦が中学生以下の子を3人持ち、他小中学校区内の賃貸アパートに1年以上居住して、実家の隣に新築住宅を2,000万円で取得し転居する場合は、210万円の助成金交付になりますか。これが1点。</p> <p>2例目は、1例目同様の若者夫婦が、現在は助成金対象区に住んでいて、この制度が始まってから他小中学校区内の賃貸アパートへ転居し、そこで1年以上居住して、実家の隣に新築住宅を1,500万円で取得し転居する場合は、同じく210万円の助成金</p>
-----------	-------------------------------------	---

		<p>交付になりますか。</p> <p>3例目ですが、やはり、1例目同様の若者夫婦が、現在は助成金対象区に住んでいて、この制度が始まってから他小学校区内の賃貸アパートへ転居し、そこで1年以上居住して、実家の土地の一部を父親から500万円で購入し、新築住宅を1,000万円で取得して転居する場合は、同じく210万円の助成金交付になりますか。</p> <p>3点についてお尋ねします。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>答弁を求めます。企画財政課長。</p> <p>今、急に言われてすぐこれが該当になる、ならないというふうなことを即座に答えるのはちょっと難しいかなと思っておりますけれども、時間があればちょっとお借りして、これをちょっと確認したいというふうに思います。</p> <p>ただ、多分、不正にこの制度を利用しようとした場合を想定するのであれば、ちょっと無理があるのかなと思いますけれども、ただそれが現在の今やろうとしている条例、規則に合うようである、合致するようであれば、それは当然支給して構わないものというふうに考えております。</p> <p>ちょっとお時間をいただきたいと思います。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1番。</p> <p>担当課長は担当課としてこの条例をまとめたわけでありまして、もちろん担当者はいると思います。</p> <p>しかし、今回、近隣にはないような個性のあるというか、金額もある地域限定の定住促進事業を進めるということですので、やはり、あらゆることを想定して考える必要があるんだと思うんです。</p> <p>私が条例を読む限りにおいては、別にあの条例が施行されると、この今言った3つの例は全て当てはまるんです。したがって、先ほど言った数字で転居したり入居したり購入したりした場合は、210万円の助成になるはずなんですよ。不正でも何でもありません。</p>

		<p>ですから、こういったこともありますよということを全協なりで審議するとか、常任委員会で審議するとかする時間が必要だと思うんです。</p> <p>ところが、全協も質問は3回までだとか、常任委員会に戻るかと思えば戻らずにもうどんどん進んであすの本会議に上程されると。本会議では、本会議ですから3回までの質問ですから、やはり、事細かにいろいろなことを質問して確認していかないと、理解を得られないと思うんです。それが、一旦可決されて施行された場合はそんな不公平あるものかという住民だってあらわれると思うんですよ。私は、この条例には条例そのものには反対はしていないんです。ただし、金額なりその対象をもうちょっと検討してもいいのではないかと、先ほど言ったような、8月の常任委員会では話してあります。けれども、そういったのはなぜかもうぼんぼんと飛んでしまいますので、言う機会がないということで、今回、一般質問でこれを取り上げました。</p> <p>最後になります。</p> <p>定住促進策や定住人口増加策を計画する場合は、少なくとも転入人口の促進と転出人口の抑制を考えなければならないと思います。転入人口の促進では、居住の推進、就労機会の創出、土地利用の促進を、また転出人口の抑制では、生活環境の向上、子育て環境や教育環境の向上などが必要であると考えます。これは町全体としてもそうですし、小学校区ごとの地域においてもそうだと私は思います。</p> <p>人口の減った、または今後減る地域に多額な助成金を交付するだけでは、根本的な解決策にはならないと思います。というのが私の考えでありますので、考え方は町長も変わらないと思いますが、最後にもし感想などあれば、なければ結構ですが、よろしくお願いします。</p> <p>町長。簡潔に。</p> <p>簡潔ということが、簡潔過ぎて、先ほどの答弁、少し漏らしたような経緯もあったようですけども、高坂議員は今新興住宅の方々もふえておるといふ人口増加地域に住んでおられるので、人口が減少し、小学生、子供たちが減っているというような地域の</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	

		<p>実情は余り詳しくはないかもしれませんが、本当に減っている地域の方々にはもう切実な思いで、高齢化率だけ上がって、町全体では22%ぐらいですけれども、地域によっては、先ほど高坂議員ご指摘のとおり、もう集落の存続も危ぶまれるような小さい集落もありますし、そういうことも含めて、しからばこの対策をしたからふえるかと言われますと、なかなかそれは難しいかもしれません。</p> <p>ですから、この条例を制定しても人はふえないよという厳しい指摘の方々もおられます。ただ、何もやらない、手をこまねいているより少しでもそういうことを試みてやったけれども、ダメだったというのであればあきらめもつきますけれども、何もやらないで、ただただ減るのを見守って、果たしていい行政運営といえるかという、そうはいかないと思って提案しているわけがありますので、ぜひ修正とかそういうものはいつでもできるんですけれども、制定して下さってからの話になろうかと思っておりますので、ご審議の過程では賛成くださるようよろしくお願いいたしますと思います。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1番。</p> <p>ベルが鳴りませんのでもう一言。</p> <p>何も本条例に反対という話は一度もしておりません。ただし、やり方に少し問題ありということと、それから、額について、対象地域については検討する余地があるんだろうということをお先ほど申し上げております。</p> <p>ですから、広く全体を対象にしつつも、加算という形を設けるならば、それはそれで結構なことだと思っていますので、もう町長が私を見るとき、頭から反対者だと、こう決めつけないように、ひとつよろしく願いして終わります。</p>
日程終了の告知	<p>佐々木議長</p>	<p>これで、1番、高坂隆雄議員の一般質問を終わります。</p> <p>以上で一般質問を終わります。</p> <p>これで、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を閉じます。</p>

<p>次回日程の 報告</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>明日10日は午前10時から本会議を開き、議案審議を行います。</p>
<p>散会宣告</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>本日は、これで散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(散会時刻 午後 3時44分)</p>
	<p>事務局長 (袴田光雄君)</p>	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。</p>